

第3期 高砂市地域福祉計画

一人ひとりが思いやり
心ふれあう ぬくもりのまち



平成30年3月

高砂市

市長あいさつ

近年、少子高齢・人口減少が進み、地域のつながりが希薄化する中で、育児、介護、障害、貧困等の課題を複合的に抱える世帯や、生活の悩みを相談できず地域で孤立してしまう世帯など、地域福祉課題は以前より複雑化、多様化しています。これに伴い、ひきこもり、サービス利用拒否等、福祉制度だけでは十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応も含め、包括的な支援体制の整備が大きな課題となっています。これらの課題を解決していくためには、すべての地域の構成員が社会に参加・協働できる地域づくりを行い、地域の力を強化していくことが必要不可欠となります。



この度、高砂市においては、社会福祉法の改正や、地域の新たな課題に対応するため、平成 25 年 3 月に策定した第 2 期高砂市地域福祉計画を見直し、新たに平成 30 年度からの 5 年間を期間とする第 3 期高砂市地域福祉計画を策定しました。第 1 期計画から掲げている基本理念「一人ひとりが思いやり 心ふれあう ぬくもりのまち」を継承し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍でき、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会を実現するために、市民、関係団体、行政等が協働して取り組むべき指針を示しています。

この計画に則りながら、地域共生社会の実現に向けて福祉施策を積極的に進めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、この計画を策定するにあたり多くの貴重なご意見を賜りました高砂市地域福祉計画策定委員会の委員の皆様、地区懇談会、アンケート調査、パブリックコメント等にご協力いただきました市民並びに関係者の皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

高砂市長

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	5
4. 計画策定の体制	6
第2章 高砂市の地域福祉を取り巻く現状と課題	7
1. 統計データでみる高砂市の現状	7
2. アンケート調査の結果	17
3. 地区懇談会の結果	29
4. 専門職ヒアリング調査の結果	32
5. 第2期計画の振り返りと第3期計画で取り組むべきことの整理	34
第3章 計画の基本的な考え方	41
1. 基本理念	41
2. 基本目標	42
3. 福祉圏域の考え方	45
第4章 地域福祉の推進に向けた取り組みの展開	46
基本目標 1 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化【重点基本目標】	48
基本目標 2 地域や福祉を「我が事」に変える意識づくり	50
基本目標 3 地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり	52
基本目標 4 地域や福祉の担い手づくり	54
基本目標 5 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化	56
基本目標 6 権利擁護に関する取り組みの充実	59
基本目標 7 安全に安心して暮らせる環境づくり	61
第5章 計画の推進	64
1. 計画の進捗管理と評価	64
2. 市における計画の推進	64
資料編	65
1. 第3期高砂市地域福祉計画策定委員会設置要綱	65
2. 第3期高砂市地域福祉計画策定委員会委員名簿	66
3. 第3期高砂市地域福祉計画策定委員会開催状況	66
4. 第3期高砂市地域福祉計画庁内推進委員会設置要綱	67
5. 第3期高砂市地域福祉計画庁内推進委員会開催状況	68
6. 用語解説	69

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国では、少子高齢・人口減少社会という大きな課題を抱えており、それらは、我が国全体の経済・社会の存続の危機に直結しています。一方、地域での生活・福祉課題は多様化・複雑化し、支援を必要とする人が増加していますが、少子高齢・人口減少社会の進行などにより、地域でそれらの課題を解決していく地域力が脆弱になりつつあります。

このため、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現することが喫緊の課題となっています。また、「地域共生社会」の実現にあたっては、地域福祉の推進が不可欠となっています。

国では、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置するとともに、平成28年10月からは「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」において、地域共生社会の実現に向けた方向性などの議論が進められました。

また、平成29年6月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました。改正社会福祉法では、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定が明確にされるとともに、地域福祉計画は、高齢者、障がい者、児童等の福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

さらに、平成29年9月には地域力強化検討会の「最終とりまとめ※」が公表され、市町村が包括的な支援体制づくりに向け、以下の3点が必要な要素として掲げられました。

- 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能
- 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場
- 市町村における包括的な相談支援体制

本市では、平成20年3月に「一人ひとりが思いやり 心ふれあう めくもりのまち」を基本理念に掲げ、「高砂市地域福祉計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定するとともに、平成25年3月には、「高砂市地域福祉計画」の基本理念等を継承した「第2期高砂市地域福祉計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定しました。

第2期計画においては、重層的な「福祉圏域」を設定しつつ、市民や関係団体の人々が行政とともに、地域の課題を自分たちの課題として受け止め、解決に向けて行動できるよう、地域住民の主体的な活動への支援をはじめ、地域での連携強化に向けた環境整備、基盤の充実に取り組んできました。

一方、第2期計画の策定後には、国において福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、前述のような社会福祉法の改正など、地域福祉を取り巻く状況が大きく動いています。

このような中、本市では、第2期計画が平成29年度に終了するため、本市の地域福祉を取り巻く現状・課題や、国などの動向を踏まえ、平成30年度からの5か年を計画期間とした「第3期高砂市地域福祉計画」（以下、「本計画」または「第3期計画」という。）を策定します。

※：地域力強化検討会の「最終とりまとめ」の概要は次頁を参照

地域力強化検討会「最終とりまとめ」の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

厚生労働省「地域力強化検討会」の「最終とりまとめ」概要資料より抜粋

- 今後の方向性**
- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
 - ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
 - ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
 - ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造
 - ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ

市町村における包括的な支援体制の構築

【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

○3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例

- ・福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材（地域の宝）とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
- ・障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
- ・地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらおう。

【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

○住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点

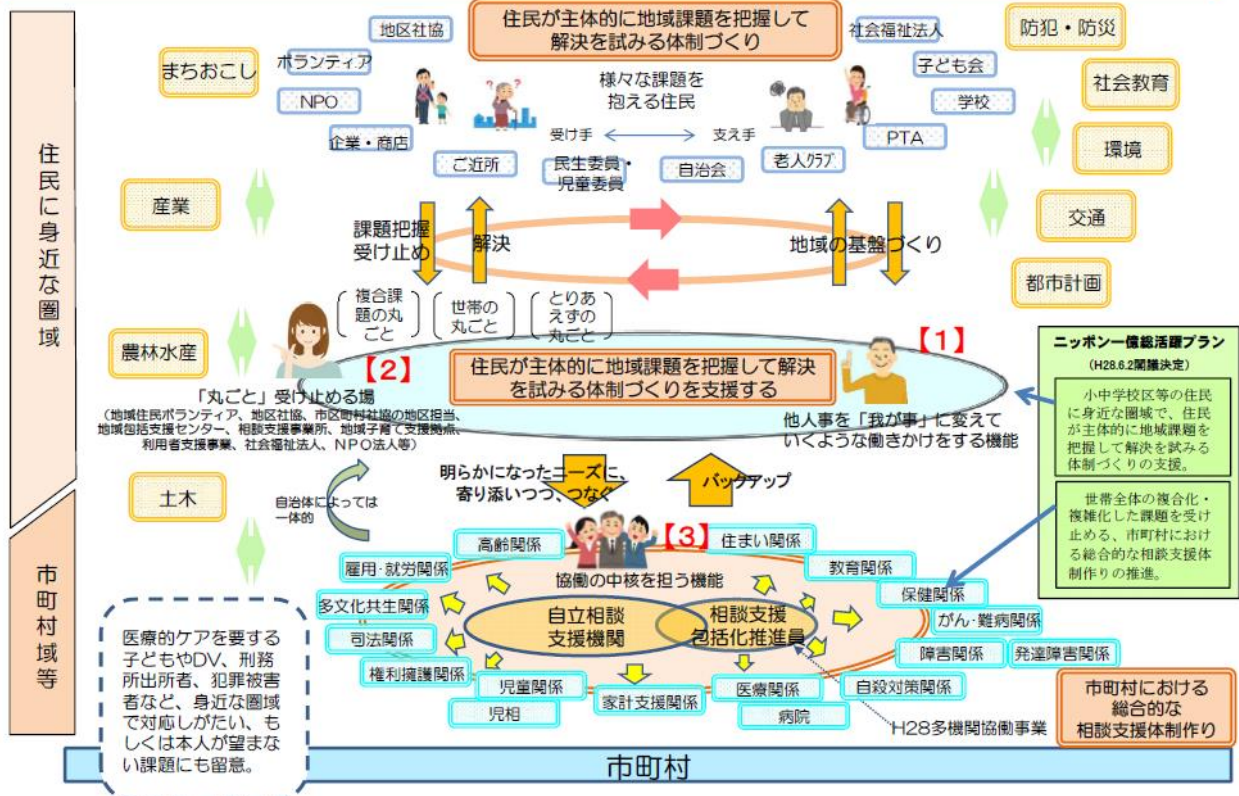
- ・担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。

【3】市町村における包括的な相談支援体制

○市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点

- ・支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
- ・支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に向かう、③新設する等の対応が考えられる。
- ・生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していき、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



2. 計画の位置づけ

1) 法令の根拠

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」となります。また、本計画の推進を通じて、第 106 条の 3 に規定する「包括的な支援体制の整備」に努めることとなります。

社会福祉法より抜粋

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

(市町村地域福祉計画)

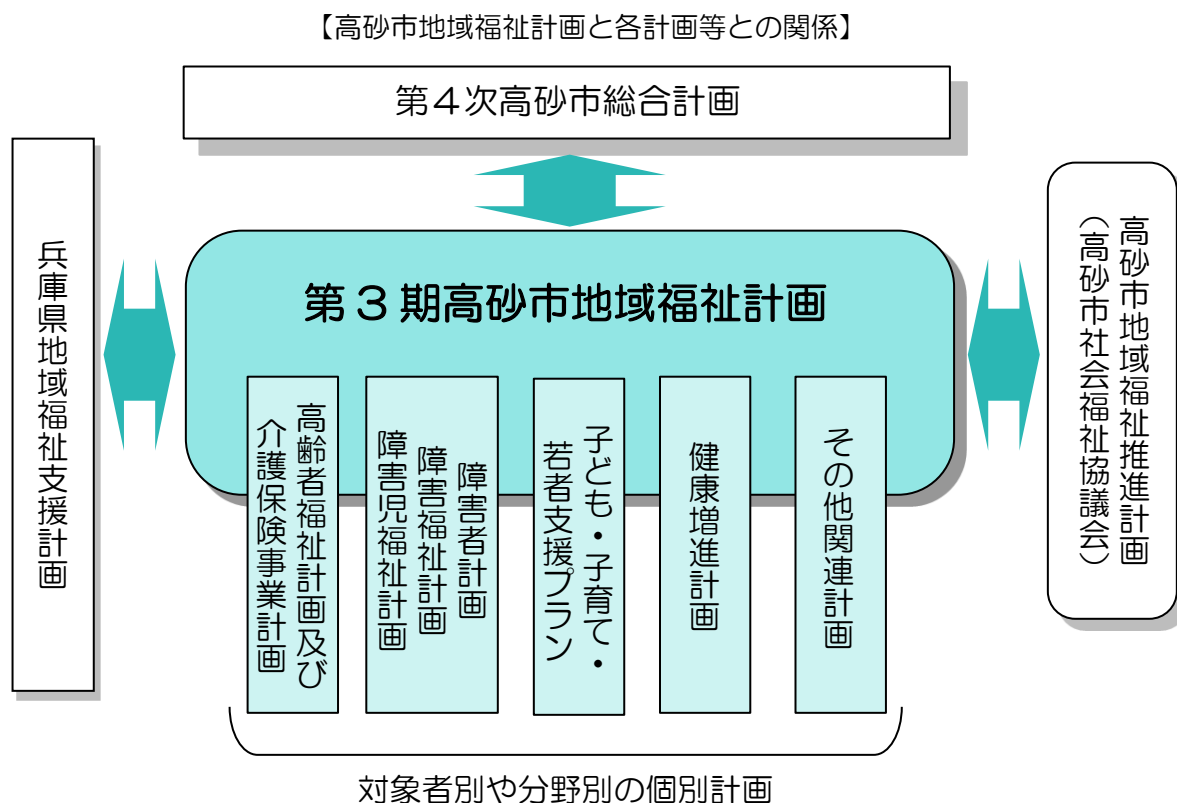
第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

2) 関連計画との関係

本計画は、「第4次高砂市総合計画」を上位計画とし、「高砂市高齢者福祉計画及び高砂市介護保険事業計画」や「高砂市障害者計画」「高砂市障害福祉計画」「高砂市子ども・子育て・若者支援プラン」などの福祉分野の個別計画との整合・連携を図りつつ、それらの共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられています。

また、「健康増進計画」やまちづくり、教育に関する計画など、福祉分野以外の関連計画や、高砂市社会福祉協議会が策定する「第6期地域福祉推進計画」とも整合・連携を図ります。



3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度からの 5 年間とします。

また、福祉をはじめとする様々な生活関連分野における社会情勢の変化や福祉サービス利用者のニーズなどに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

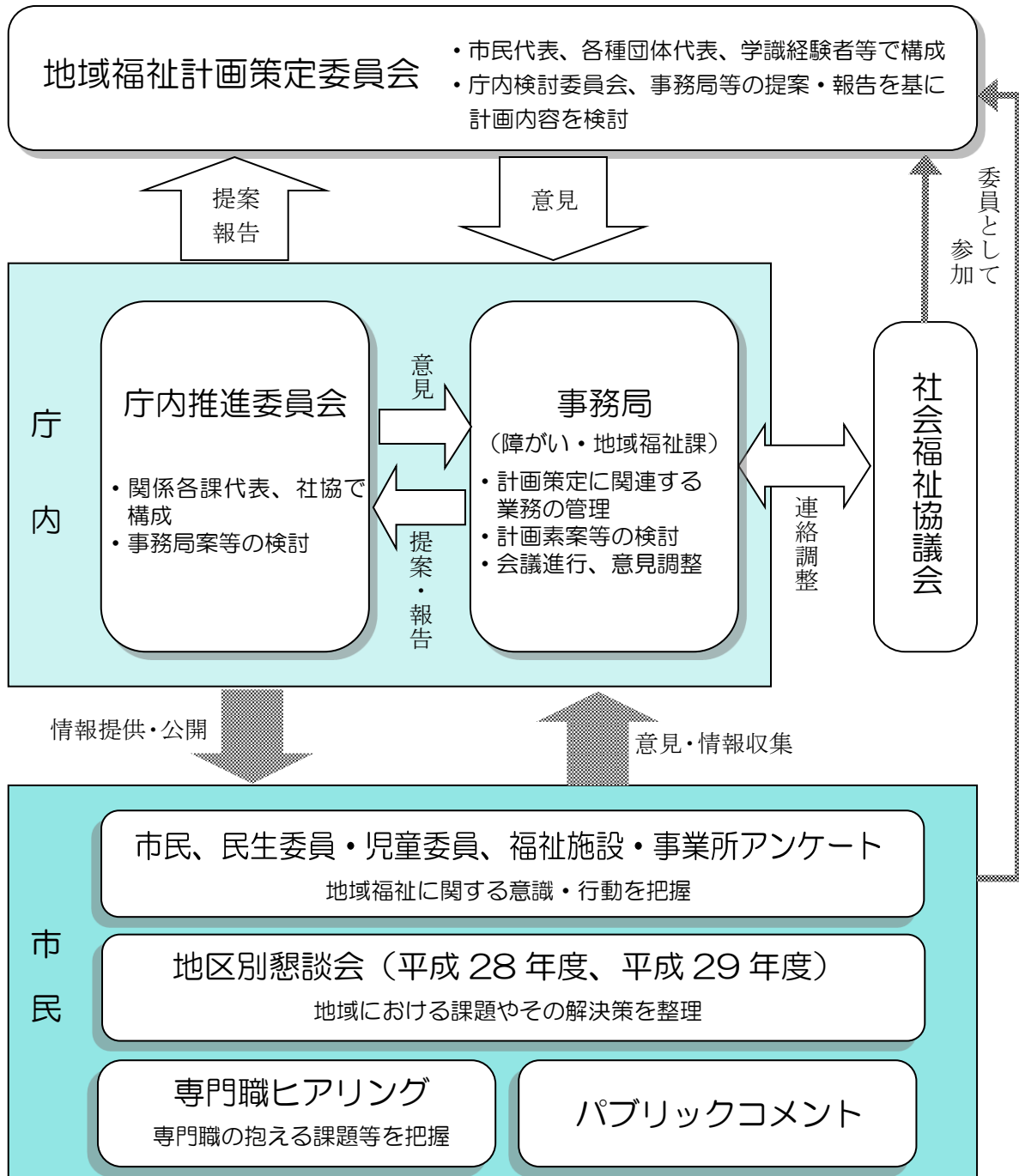
【計画及び関連計画の期間】

平成 25 年度 2013 年度	平成 26 年度 2014 年度	平成 27 年度 2015 年度	平成 28 年度 2016 年度	平成 29 年度 2017 年度	平成 30 年度 2018 年度	平成 31 年度 2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
第 4 次総合計画								第 5 次総合計画	
第 2 期地域福祉計画					第 3 期地域福祉計画				
障害者計画								障害者計画	
第 3 期障害福祉計画		第 4 期障害福祉計画			第 5 期障害福祉計画			第 6 期障害福祉計画	
					第 1 期障害児福祉計画			第 2 期障害児福祉計画	
高齢者福祉計画及び 介護保険業計画(第 5 期)		高齢者福祉計画及び介護保険 事業計画(第 6 期)			高齢者福祉計画及び介護保険 事業計画(第 7 期)			高齢者福祉計画及び 介護保険業計画(第 8 期)	
次世代育成支援 後期行動計画		子ども・子育て・若者支援プラン 【旧：子ども・子育て支援事業計画】					子ども・子育て・若者支援 プラン		
健康増進計画		第 2 次健康増進計画							

4. 計画策定の体制

本計画については、以下の体制で策定作業を進めました。

【地域福祉計画の策定体制】



第2章 高砂市の地域福祉を取り巻く現状と課題

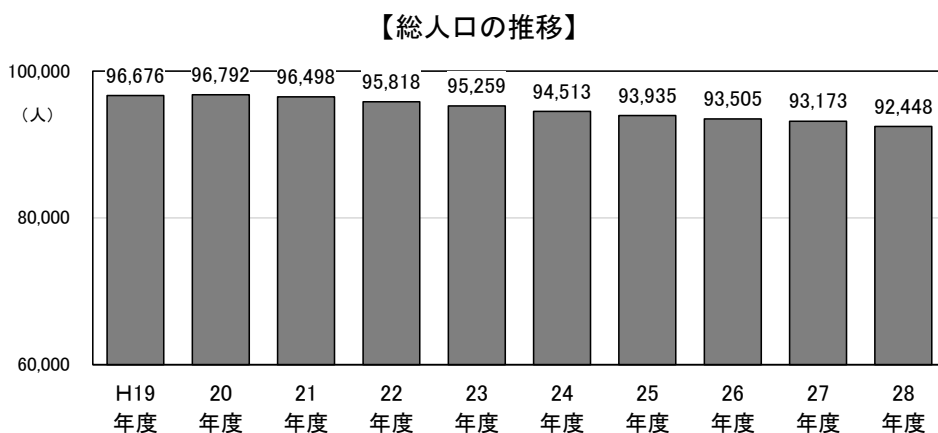
1. 統計データでみる高砂市の現状

1) 人口と世帯構成等の推移

■年少人口と生産年齢人口が減少する中、高齢者人口の割合は増加し、少子高齢化がさらに進行

(1) 総人口の推移

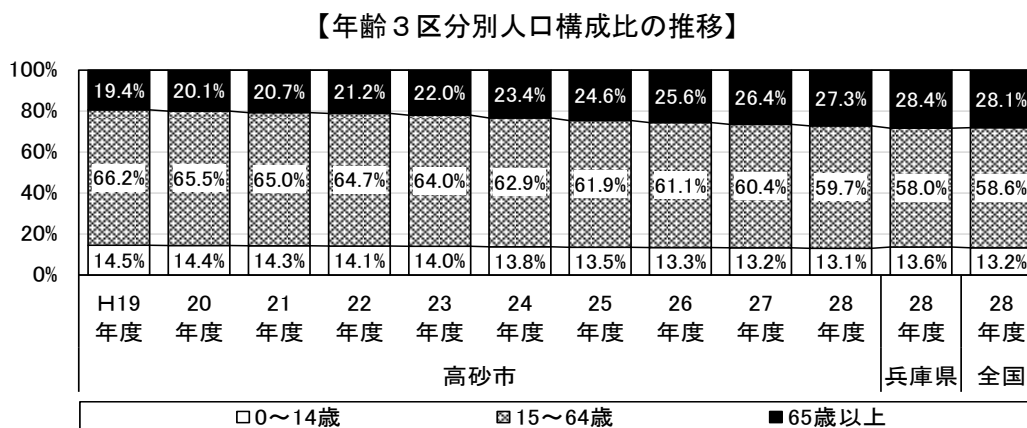
本市の総人口の推移について見ると、年々減少傾向となっており、平成28年度では92,448人と、平成19年度から4,228人の減少となっています。



資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口（各年度3月末データ）

(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

本市の年齢3区分別人口構成比の推移について見ると、0～14歳人口（年少人口）と15～64歳人口（生産年齢人口）が減少傾向となっており、平成28年度でそれぞれ13.1%、59.7%となっています。一方、65歳以上人口（高齢者人口）は増加傾向となっており、平成28年度では27.3%となっています。なお、平成28年度の人口構成比を兵庫県および全国と比較すると、高齢者人口の割合は兵庫県および全国より低くなっています。



資料：高砂市データは、住民基本台帳人口・外国人登録人口（各年度3月末データ）

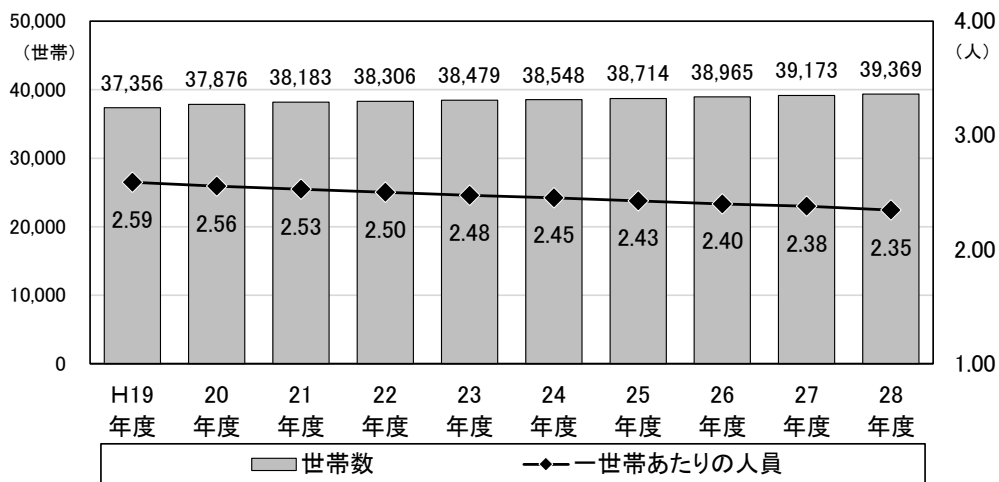
兵庫県および全国データは、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（総務省）（平成29年1月1日）

■世帯数は増加するが、総人口の減少により世帯規模は縮小の一途をたどる

(3) 世帯数と一世帯当たりの人員の推移

世帯数と一世帯当たりの人員の推移について見ると、世帯数は増加傾向となっており、平成 28 年度では 39,369 世帯と、平成 19 年度から 2,013 世帯の増加となっています。一方で、一世帯当たりの人員数は減少傾向となっており、平成 28 年度では 2.35 人と、平成 19 年度から 0.24 人の減少となっています。

【世帯数と一世帯当たりの人員の推移】



資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口（各年度3月末データ）

2) 高齢者の状況

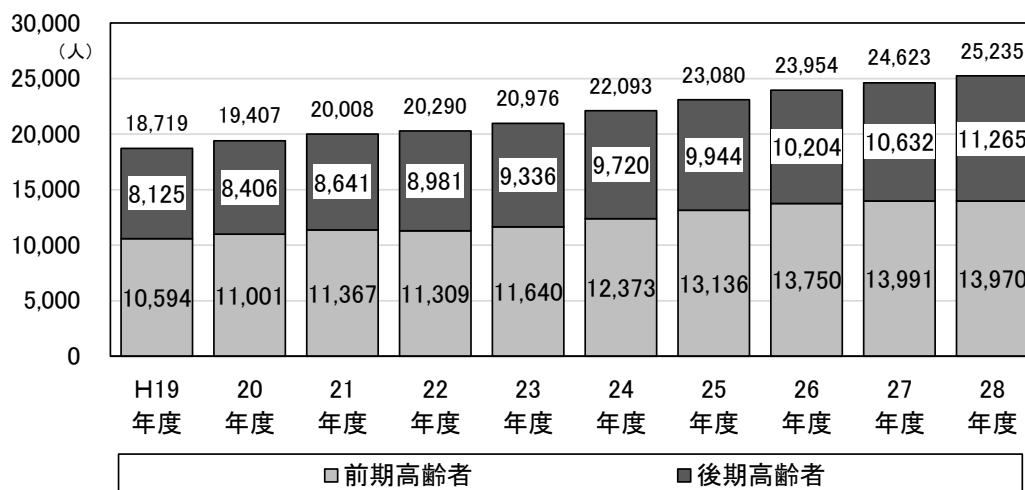
- 前期高齢者と後期高齢者ともに増加
- 高齢者単身世帯は全国と同水準で増加し、高齢夫婦のみ世帯は兵庫県と全国を上回る水準で増加
- 要介護等認定者は増加し、特に軽度者の増加が大きい

(1) 高齢者人口等の推移

高齢者人口の推移を見ると、増加傾向となっており、平成28年度で25,235人と、平成19年度から6,516人の増加となっています。

また、前期高齢者（65歳以上74歳以下）人口と後期高齢者（75歳以上）人口について見ると、ともに増加傾向にあり、平成28年度で前期高齢者が13,970人、後期高齢者が11,265人となっています。

【高齢者人口、前期高齢者人口と後期高齢者人口の推移】



資料：住民基本台帳人口・外国人登録人口（各年度3月末データ）

(2) 高齢者単身世帯と高齢夫婦のみ世帯の推移

高齢者単身世帯と高齢夫婦のみ世帯の推移を見ると、ともに増加傾向となっており、平成27年は、それぞれ4,124世帯、5,167世帯となっています。また、一般世帯に占める割合も増加傾向で、平成27年には、高齢者単身世帯で11.4%、高齢夫婦のみ世帯14.2%となっています。

【高齢者単身世帯と高齢夫婦のみ世帯の推移】

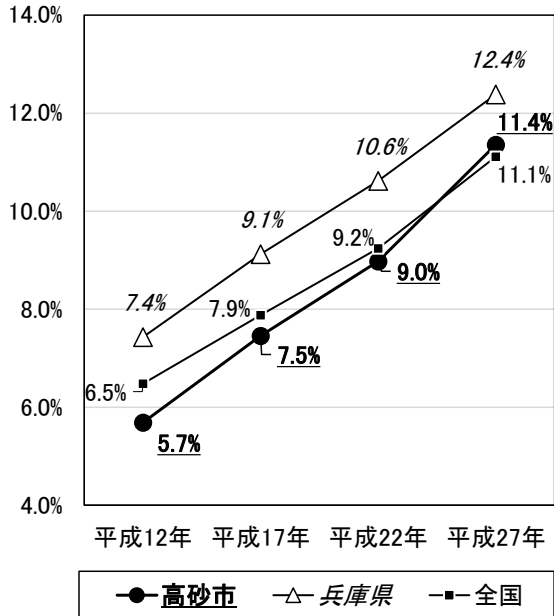
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯	32,565世帯	33,670世帯	35,712世帯	36,313世帯
高齢者単身世帯	1,852世帯	2,511世帯	3,206世帯	4,124世帯
	5.7%	7.5%	9.0%	11.4%
高齢夫婦のみ世帯	2,722世帯	3,321世帯	4,233世帯	5,167世帯
	8.4%	9.9%	11.9%	14.2%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

なお、一般世帯に占める高齢者単身世帯の割合について、兵庫県および全国と比較すると、兵庫県を下回りつつ、全国とほぼ同じ水準で増加する傾向にあります。

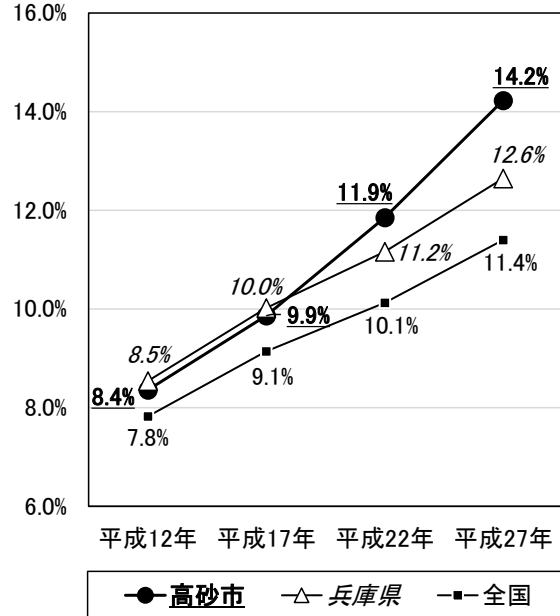
一方、一般世帯に占める高齢夫婦のみ世帯の割合については、平成 17 年以降、兵庫県と全国を上回り増加する傾向にあります。

【一般世帯に占める高齢者単身世帯の割合
の兵庫県、全国との比較】



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

【一般世帯に占める高齢夫婦のみ世帯の割合
の兵庫県、全国との比較】



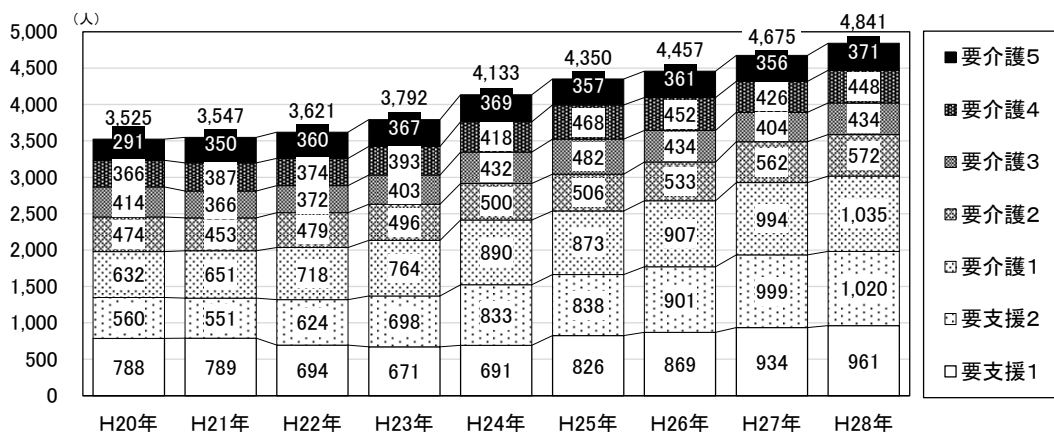
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（3）介護保険における要介護等認定者数の推移

介護保険における要介護等認定者数の推移について見ると、年々増加傾向となっており、平成 28 年では 4,841 人と、平成 20 年から 1,316 人の増加（約 1.4 倍）となっています。

また、要介護度別で見ると、すべての要支援・要介護度で認定者数は増加していますが、特に、要支援2では平成 20 年から平成 28 年にかけて約 1.8 倍、要介護1でも約 1.6 倍と大きく増加しています。

【介護保険における要介護等認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月末現在）

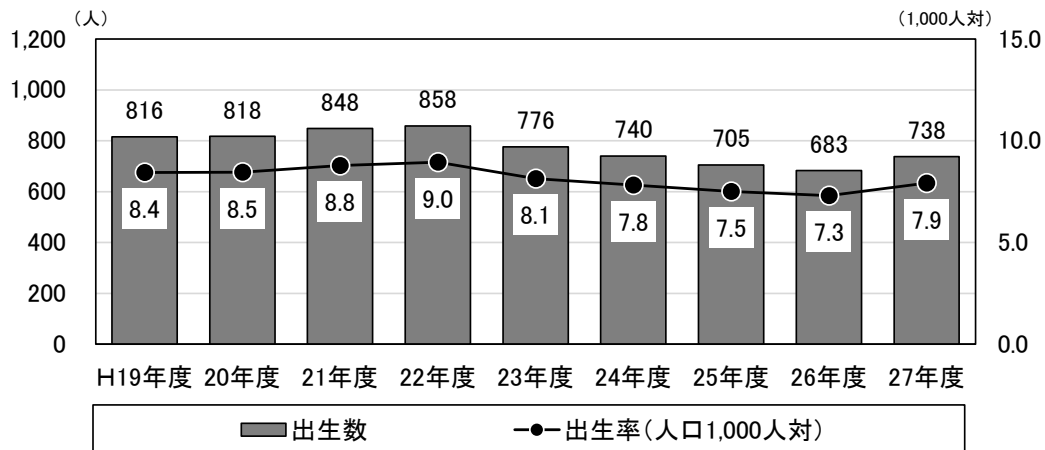
3) 子ども・子育て世帯の状況

- 出生数と出生率ともに減少傾向にあり、依然として少子化が進行
- 近年では母子世帯は横ばい、父子世帯は減少

(1) 出生数と出生率の推移

出生数と出生率（人口 1,000 人に対する出生数）の推移について見ると、ともに減少傾向にあるものの、平成 27 年度に増加に転じて、それぞれ 738 人、7.9 となっています。また、平成 19 年度からは、出生数は 78 人の減少、出生率は 0.5 の微減となっています。

【出生数と出生率の推移】

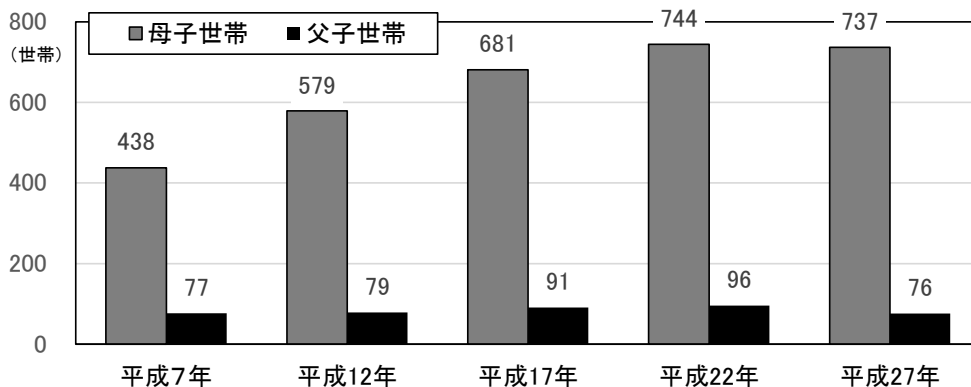


資料：高砂市統計書、住民基本台帳人口・外国人登録人口（各年度3月末データ）より算出

(2) ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数の推移について見ると、母子世帯では平成 22 年までは増加傾向でしたが、平成 27 年にかけては横ばいで推移し、平成 27 年で 737 世帯となっています。一方、父子世帯も母子世帯と同様に推移しており、平成 27 年で 76 世帯となっています。

【ひとり親世帯数の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

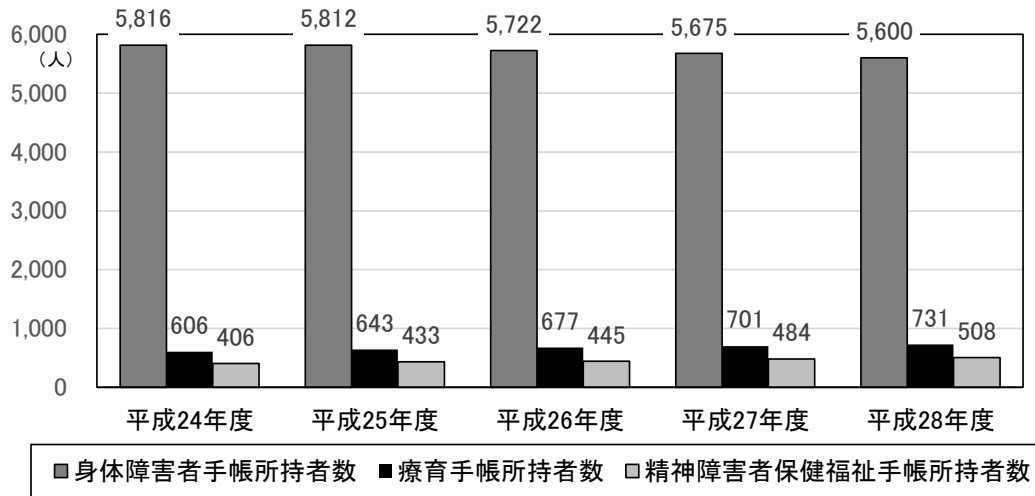
4) 障がいのある人の状況

■療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者が増加

障害者手帳所持者数の推移について見ると、身体障害者手帳所持者が最も多く、次いで、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者が多くなっています。

また、身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、平成28年度には5,600人となっています。一方、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、平成28年度にはそれぞれ731人、508人となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：障がい・地域福祉課（各年度3月末現在）

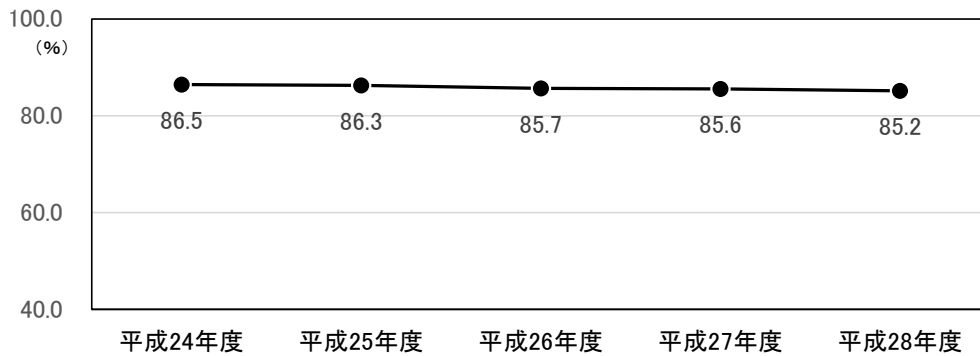
5) 地域資源の動向

- 地縁組織への加入率、加入者数は減少傾向
- 民生委員・児童委員では、地区毎に一人当たりの世帯数にばらつきあり

(1) 自治会（町内会）

本市の自治会（町内会）の加入率の推移について見ると、微減傾向となっており、平成 28 年度では 85.2%となっています。

【自治会（町内会）の加入率の推移】

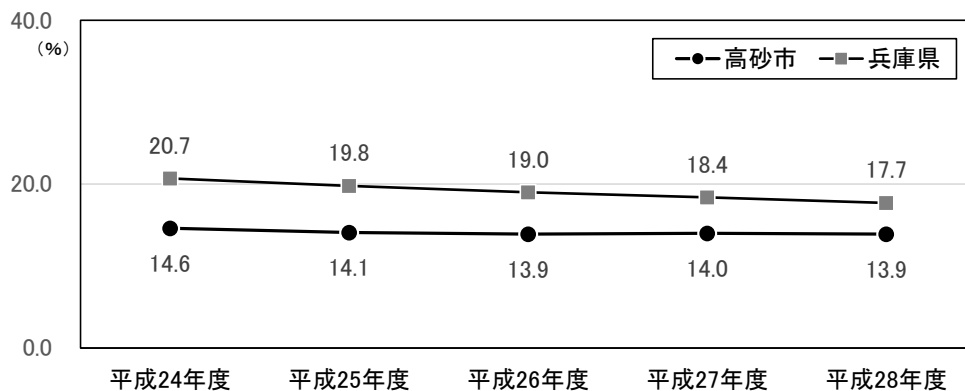


資料：市民活動推進課（各年度 3 月末現在）

(2) 老人クラブ

本市の老人クラブの加入率の推移について見ると、平成 25 年度以降は横ばいで推移し、平成 28 年度では 13.9%となっています。また、兵庫県の加入率を下回る水準となっています。

【老人クラブの加入率の推移】



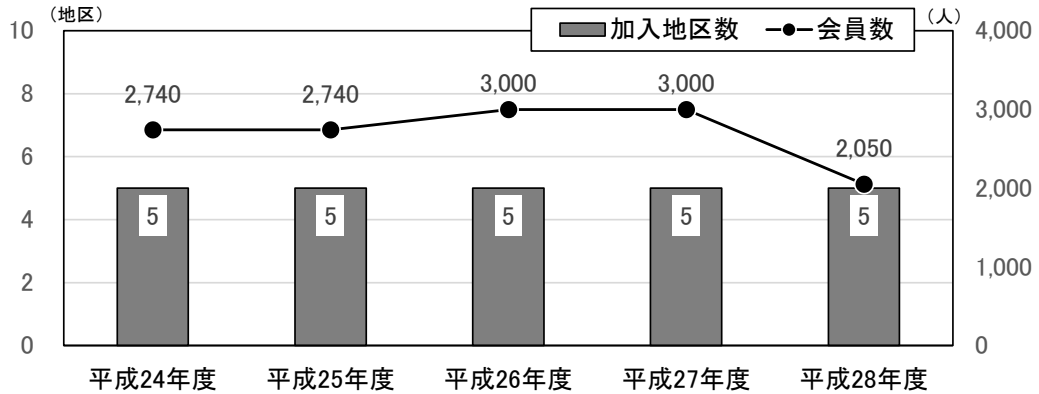
資料：高年介護課（各年度 3 月末現在）

(3) 婦人会

本市の婦人会の加入地区数と会員数の推移について見ると、加入地区数では平成 24 年度以降、5 地区と変化はありません。

また、会員数の推移では、平成 27 年度までは増加傾向にありましたが、平成 28 年度で減少しており、2,050 人となっており、平成 24 年度から 690 人の減少となっています。

【婦人会の加入地区と会員数の推移】



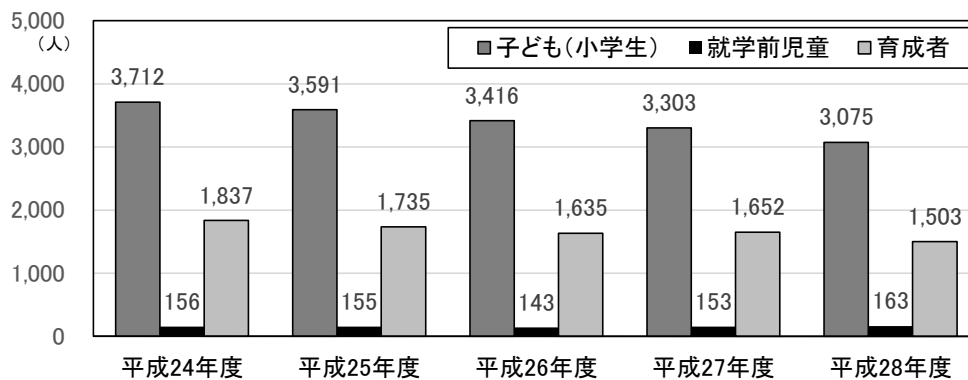
資料：教育委員会生涯学習課（各年度3月末現在）

(4) 子ども会

子ども会の加入者数の推移について見ると、子ども（小学生）と育成者は減少傾向となっており、平成 28 年度ではそれぞれ 3,075 人、1,503 人となっています。また、平成 24 年度からは、子ども（小学生）は 637 人、育成者は 334 人の減少となっています。

一方、就学前児童は、平成 26 年度以降は増加傾向となっており、平成 28 年度には 163 人と、平成 24 年度から 7 人の微増となっています。

【子ども会の加入者数の推移】



資料：青少年センター（各年度3月末現在）

(5) 福祉委員

福祉委員は単位自治会の推薦により、約 50 世帯に 1 人の割合で、高砂市社会福祉協議会理事長が委嘱しています。平成 28 年 3 月 31 日現在、約 43 世帯に 1 人の割合で 921 人の福祉委員が委嘱されています。

【福祉委員の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）】

地区名	男性(人)	女性(人)	合計(人)
高砂	71	100	171
荒井	29	66	95
伊保	39	79	118
中筋	23	29	52
曾根	84	50	134
米田	79	127	206
阿弥陀	39	63	102
北浜	15	28	43
合計	379	542	921

資料：社会福祉協議会（平成 28 年 3 月末現在）

(6) 民生委員・児童委員

平成 28 年 3 月 31 日現在、166 人の区域担当民生委員・児童委員、9 人の主任児童委員、314 人の民生・児童協力委員が選任されていますが、民生委員・児童委員については、地区によって「191 世帯に 1 人」から「301 世帯に 1 人」まで、依然として委員の割合にばらつきがあります。

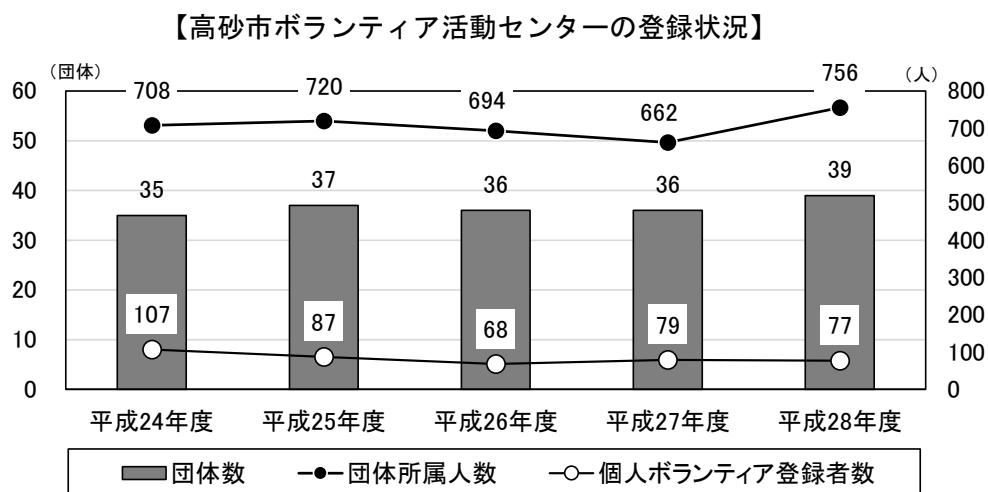
【民生委員・児童委員の状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）】

地区名	区域担当 民生委員・児童委員 (人)	主任児童委員(人)	民生・児童 協力委員(人)	民生委員・ 児童委員の割合
高砂	22	1	38	191 世帯に 1 人
荒井	23	1	44	228 世帯に 1 人
伊保	23	1	46	301 世帯に 1 人
中筋	13	1	25	192 世帯に 1 人
曾根	19	1	38	257 世帯に 1 人
米田	38	2	67	231 世帯に 1 人
阿弥陀	20	1	40	225 世帯に 1 人
北浜	8	1	16	269 世帯に 1 人
合計	166	9	314	236 世帯に 1 人

資料：障がい・地域福祉課（平成 28 年 3 月末現在）

(7) ボランティア

高砂市ボランティア活動センターの登録団体数は、微増傾向となっており、平成28年度で39団体となっています。また、団体所属人数は平成27年度までは減少傾向となっていました。平成28年度には増加に転じて756人となっています。一方、個人ボランティア登録数は減少傾向となっており、平成28年度で77人と、平成24年度から30人減少しています。



資料：社会福祉協議会（各年度3月末現在）

2. アンケート調査の結果

1) 調査の目的・実施状況

本計画の策定にあたり、市民や民生委員・児童委員、市内の福祉施設・事業所の「地域福祉」に関する意識や考え方・動向、活動状況などを把握し、第2期計画の評価や計画の見直しに向けた貴重な基礎資料として活用するため、アンケート調査を実施しました。実施状況等は以下の通りです。

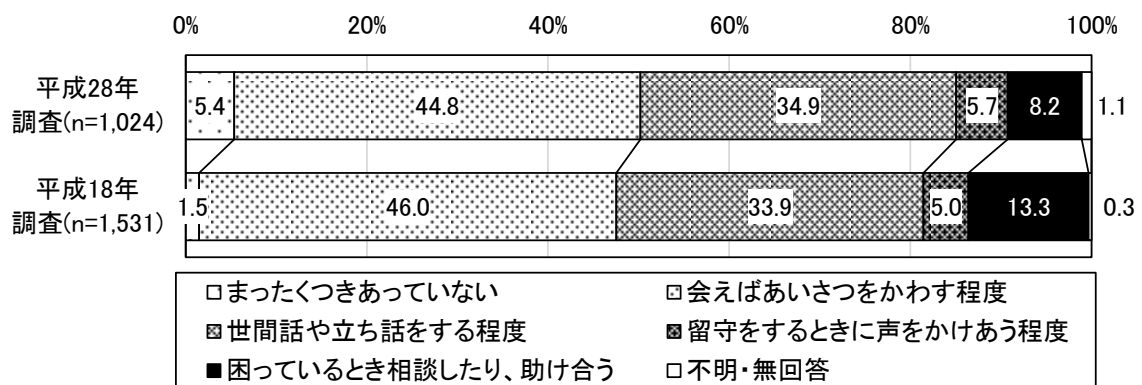
		市民対象アンケート調査	民生委員・児童委員対象アンケート調査	福祉施設・事業所対象アンケート調査
調査対象		高砂市在住の20歳以上の市民2,981人（無作為抽出）	市内で活動する民生委員・児童委員175人	市内の福祉施設・事業所95事業所
調査方法		郵便にて配布・回収	民生委員・児童委員の会議等を通じて対象者に配布、郵便にて回収	郵便にて配布・回収
調査期間		平成28年8月2日～8月25日	平成28年7月20日～9月21日	平成28年9月29日～10月31日
配布・回収状況	配布数	2,981件	175件	95件
	回収数	1,032件	159件	69件
	回収率	34.6%	91.0%	72.6%
	有効回収数	1,024件	159件	69件
	有効回収率	34.4%	91.0%	72.6%

2) 市民対象アンケート調査の結果概要

(1) 近所づきあいの状況

近所づきあいの状況について、親密な近所づきあいをしている人（「困っているとき相談したり、助け合う」＋「留守をするときに声をかけあう程度」）は13.9%となっています。

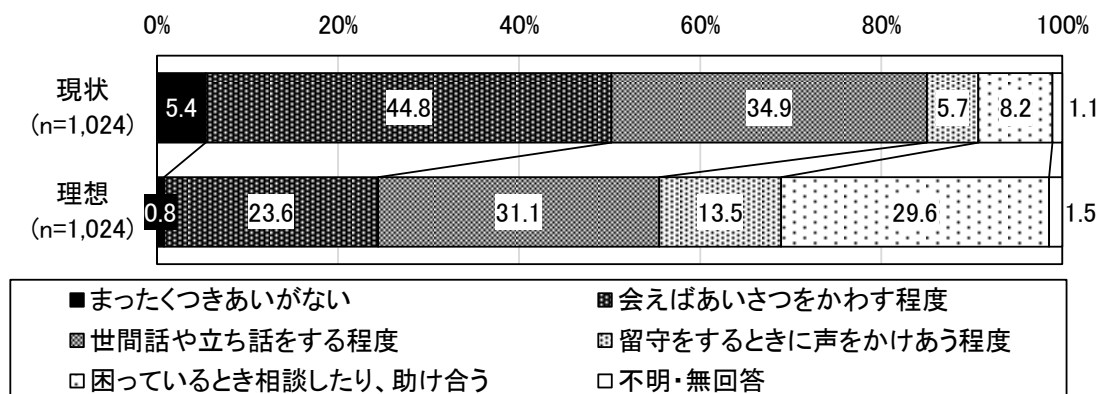
また、「困っているとき相談したり、助け合う」は8.2%で平成18年度調査※（13.3%）から5ポイント程度減少し、「まったくつきあっていない」は5.4%で平成18年度調査（1.5%）から3倍以上増加しており、総じて10年前より近所づきあいは希薄化していることがうかがえます。



※平成18年度調査：「第1期計画」を策定するにあたり、地域福祉に関する意識や日頃の地域活動の実態、ニーズ等を把握するために、高砂市在住の18歳以上の市民2,900人（無作為抽出）を対象に実施。

(2) 近所づきあいに関する「理想」と「現実」

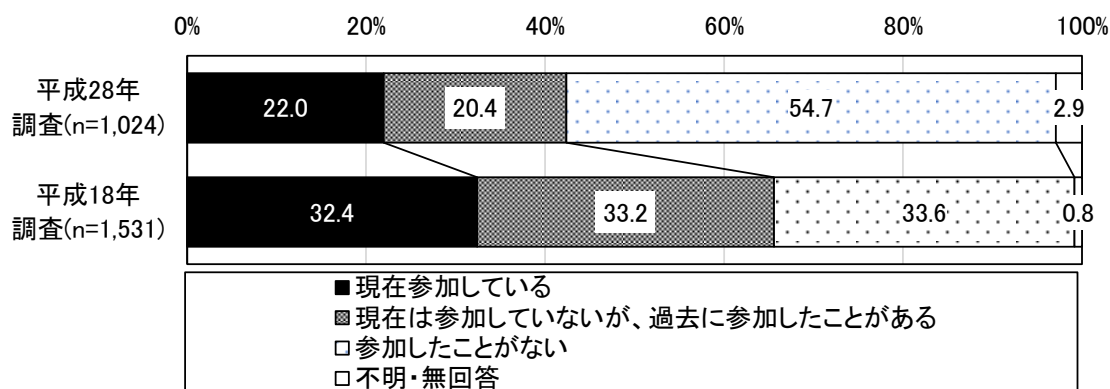
近所づきあいに関して、「理想（理想とする近所づきあいの状況）」と「現状（実際の近所づきあいの状況）」について比較すると、実際に親密な近所づきあいをしている人は 13.9%に留まっていますが、親密な近所づきあいを理想としている人は 43.1%にも上っており、理想と現状にギャップが生じていることがわかります。



(3) 地域活動やボランティア・NPO活動などへの参加状況

地域活動やボランティア・NPO活動などへの参加状況については、「参加したことがない」が 54.7%で最も多く、「現在参加している」(22.0%)、「現在は参加していないが、過去に参加したことがある」(20.4%)がつづいています。

また、「現在参加している」は、平成 18 年度調査 (32.4%) から 10 ポイント程度減少しており、総じて 10 年前より地域活動やボランティア・NPO活動などへの参加者・参加経験者が3分の2程度に減少しています。



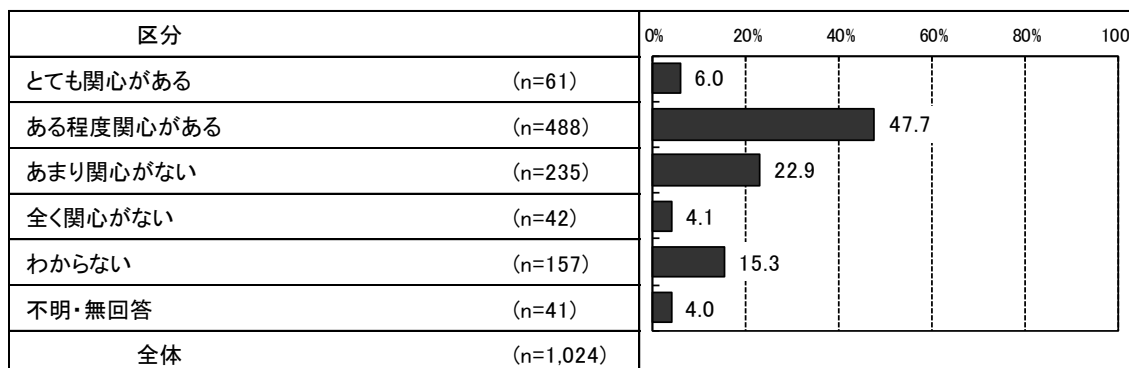
(4) 今後の地域活動やボランティア・NPO活動などへの参加意向

地域活動やボランティア・NPO活動等に参加（継続）したいと思うかについては、「参加（継続）したくない」が 50.9%、「参加（継続）したい」が 41.5%となっています。

区分	参加意向	割合
参加(継続)したい	(n=425)	41.5
参加(継続)したくない	(n=521)	50.9
不明・無回答	(n=78)	7.6
全体	(n=1,024)	

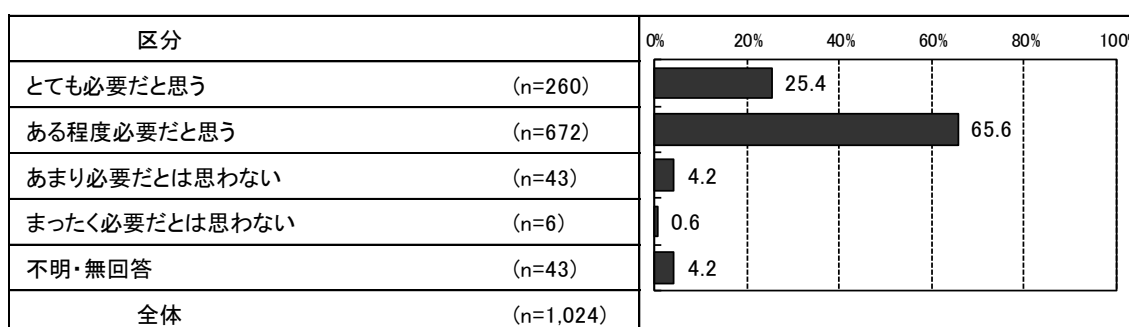
(5) 地域福祉への関心

「地域福祉」に関心があるかについては、「ある程度関心がある」が47.7%で最も多く、「あまり関心がない」(22.9%)、「わからない」(15.3%)がつづいており、関心がある人(「とても関心がある」+「ある程度関心がある」)は53.7%となっています。



(6) 住民相互の自主的な支え合い・助け合いの必要性について

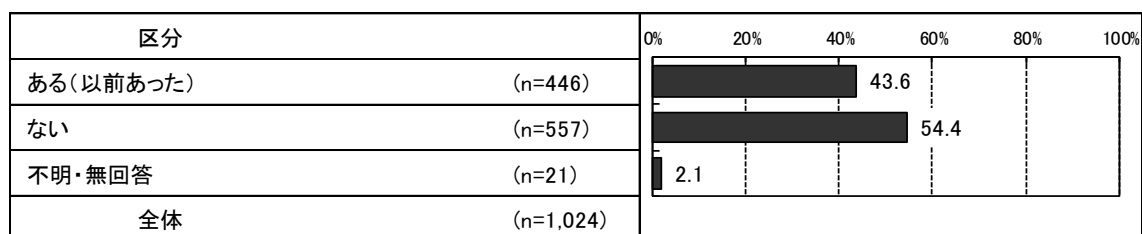
地域福祉を進めていく上で、住民相互の自主的な支え合いや助け合いが必要であると思うかについては、「ある程度必要だと思う」が65.6%で最も多く、「とても必要だと思う」(25.4%)、「あまり必要だとは思わない」(4.2%)がつづいており、住民相互の自主的な支え合いや助け合いが必要と思う人(「とても必要だと思う」+「ある程度必要だと思う」)は91.0%となっています。



(7) 日常生活での不安・悩みなどについて

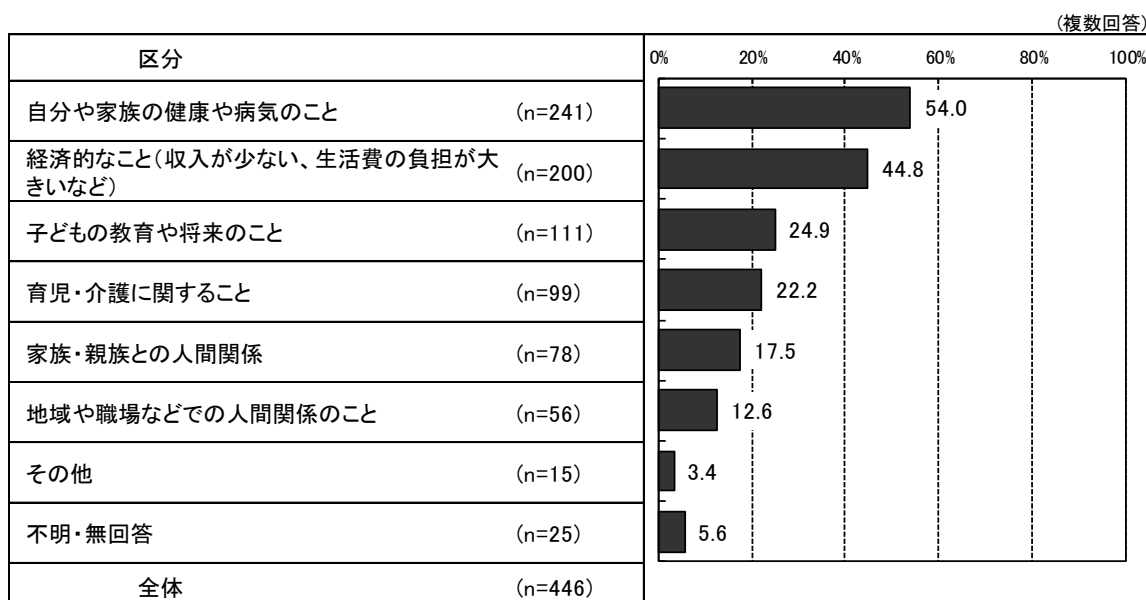
①生活上の困りごとの有無

生活上の困りごとについては、「ない」が54.4%、「ある(以前あった)」が43.6%となっています。



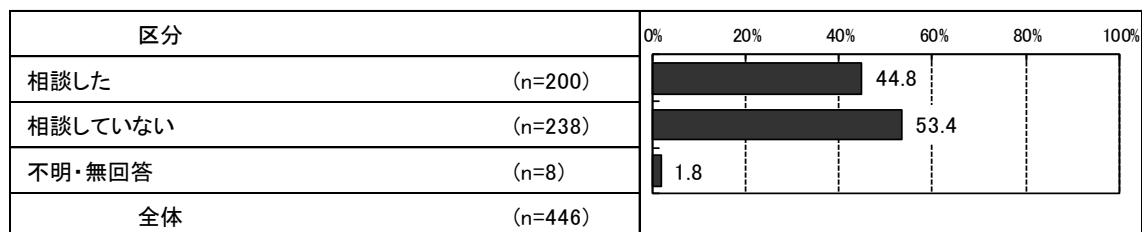
②生活上の困りごとの内容

生活上の困りごとがある人について、その内容をみると、「自分や家族の健康や病気のこと」が54.0%で最も多く、「経済的なこと(収入が少ない、生活費の負担が大きいなど)」(44.8%)、「子どもの教育や将来のこと」(24.9%)がつづいています。



③生活上の困りごとについての相談状況

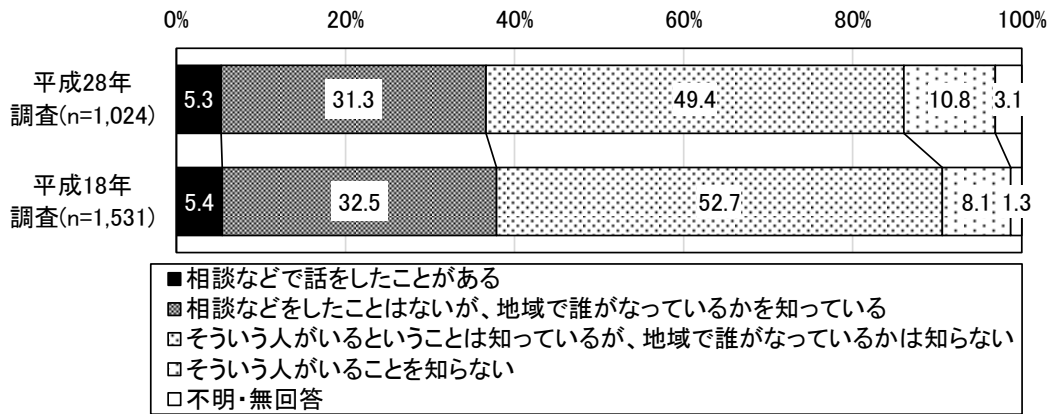
生活上の困りごとがある人について、相談の状況をみると、「相談していない」が53.4%、「相談した」が44.8%となっています。



(8) 地域福祉に関連する制度・機関などの認知状況

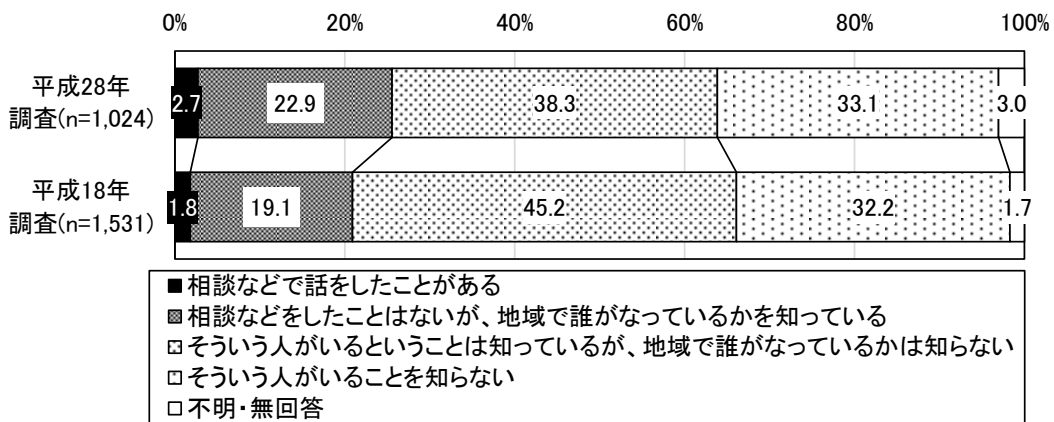
① 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の認知率（「相談などで話をしたことがある」＋「相談などをしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている」）は36.6%となっており、平成18年度調査（37.9%）と比較して大きな差異がありません。



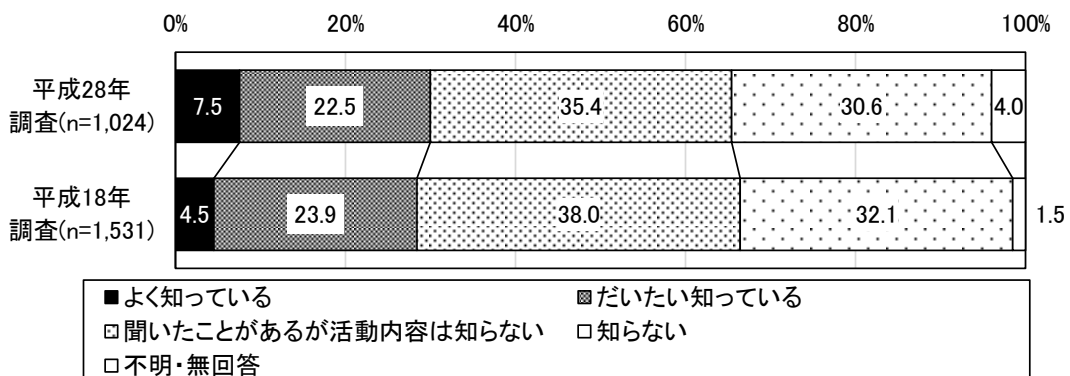
② 福祉委員

福祉委員の認知率（「相談などで話をしたことがある」＋「相談などをしたことはないが、地域で誰がなっているかを知っている」）は25.6%となっており、平成18年度調査（20.9%）から5ポイント程度増加しています。



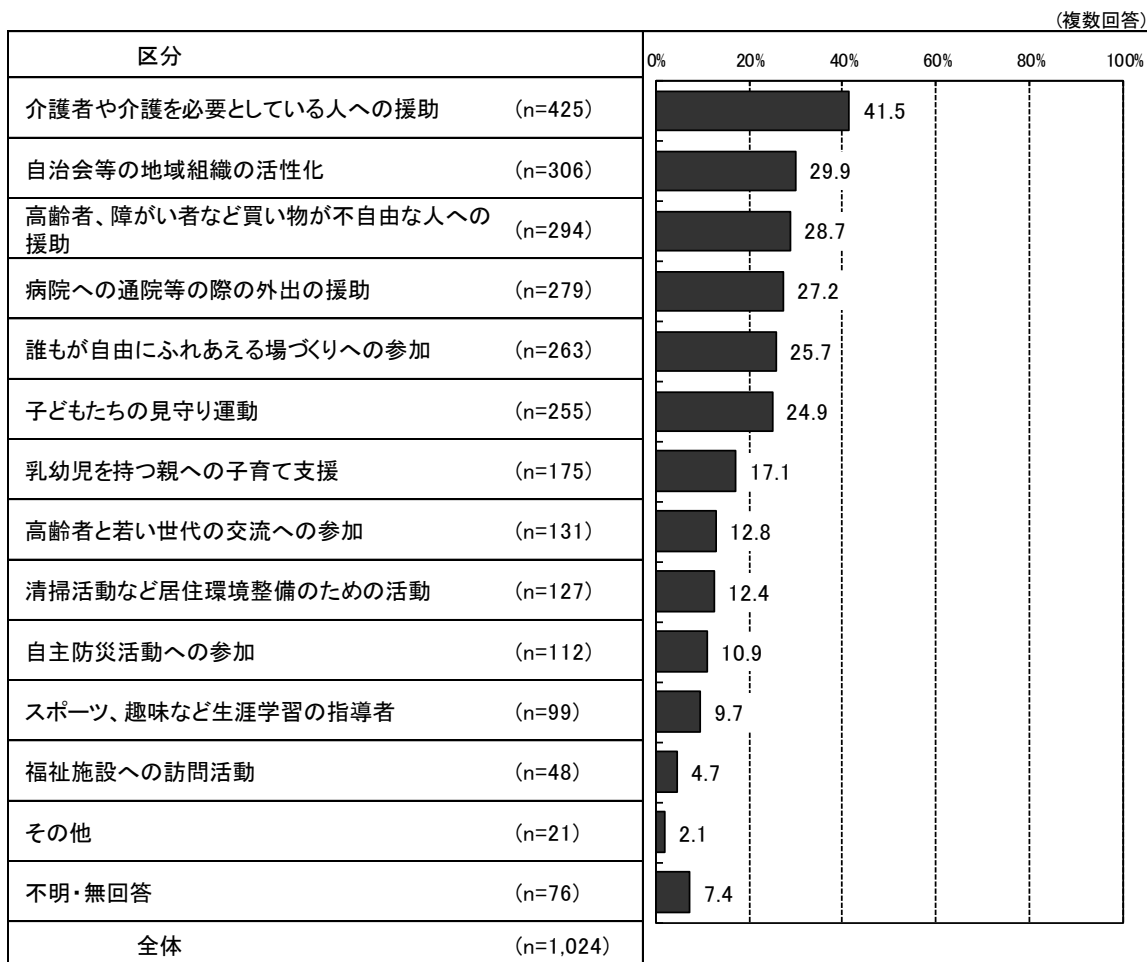
③ 社会福祉協議会

高砂市社会福祉協議会の認知率（「よく知っている」＋「だいたい知っている」）は30.0%となっており、平成18年度調査（28.4%）とは大きな差異はありません。



(9) 市民が取り組むことが望ましい福祉活動やボランティア活動について

今後、市民が取り組むのが望ましい福祉活動やボランティア活動については、「介護者や介護を必要としている人への援助」が 41.5%で最も多く、「自治会等の地域組織の活性化」(29.9%)、「高齢者、障がい者など買い物ที่ไม่自由な人への援助」(28.7%)がつづいています。

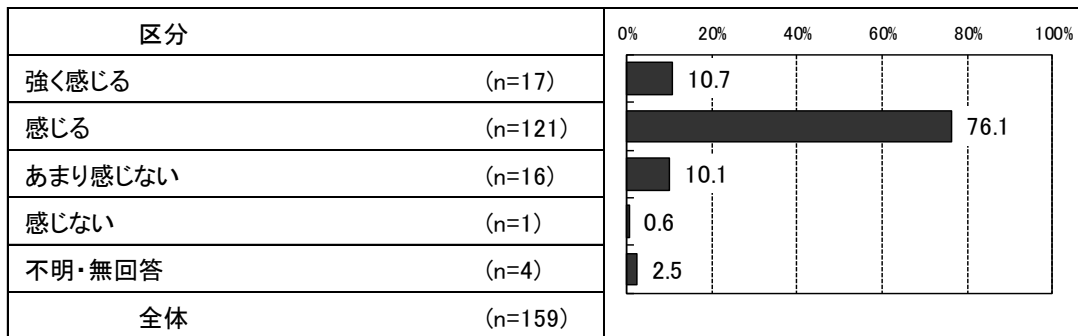


3) 民生委員・児童委員対象アンケート調査の結果概要

(1) 現在の活動について

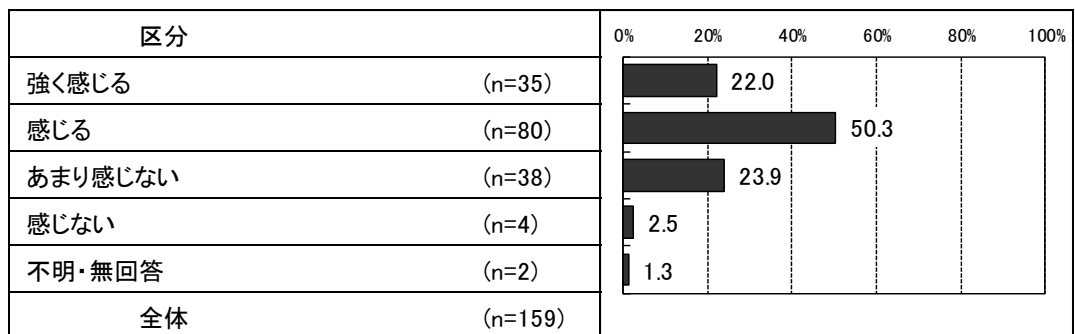
① やりがい・使命感

やりがい・使命感については、「感じる」が76.1%で最も多く、「強く感じる」(10.7%)、「あまり感じない」(10.1%)がつづいており、やりがい・使命感を持つ人(「強く感じる」+「感じる」)が86.8%を占めています。



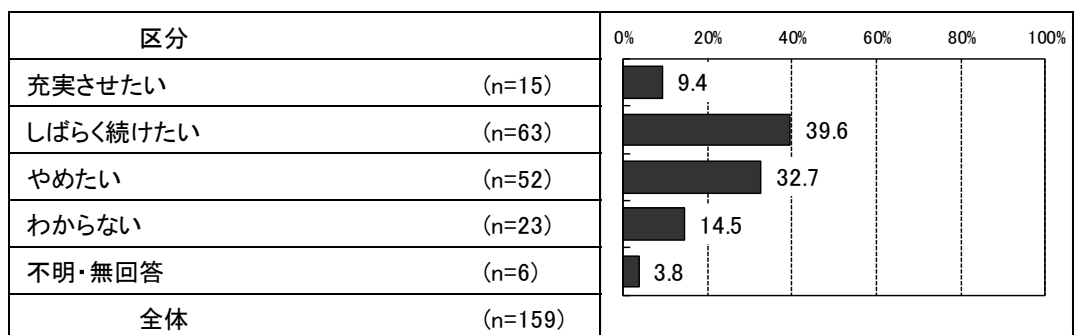
② 負担感

負担感については、「感じる」が50.3%で最も多く、「あまり感じない」(23.9%)、「強く感じる」(22.0%)がつづいており、負担感を持つ人(「強く感じる」+「感じる」)が72.3%を占めています。



③ 今後の活動意向

今後の活動意向については、「しばらく続けたい」が39.6%で最も多く、「やめたい」(32.7%)、「わからない」(14.5%)がつづいており、継続意向がある人(「充実させたい」+「しばらく続けたい」)は49.0%を占めています。



(2) 関係機関・団体等との連携状況

民生委員・児童委員活動における関係機関・団体等との連携状況をみると、「連携している」については、福祉委員が69.2%で最も多く、小地域福祉部会・校区福祉推進委員会と地域包括支援センターが48.4%、社会福祉協議会が45.3%、自治会・町内会が44.0%でつづいています。また、連携ができていない（「連携している」＋「どちらかといえば連携している」）関係機関・団体等については、福祉委員が87.4%で最も多く、自治会・町内会や地域包括支援センター、社会福祉協議会、小地域福祉部会・校区福祉推進委員会では8割前後を占めています。

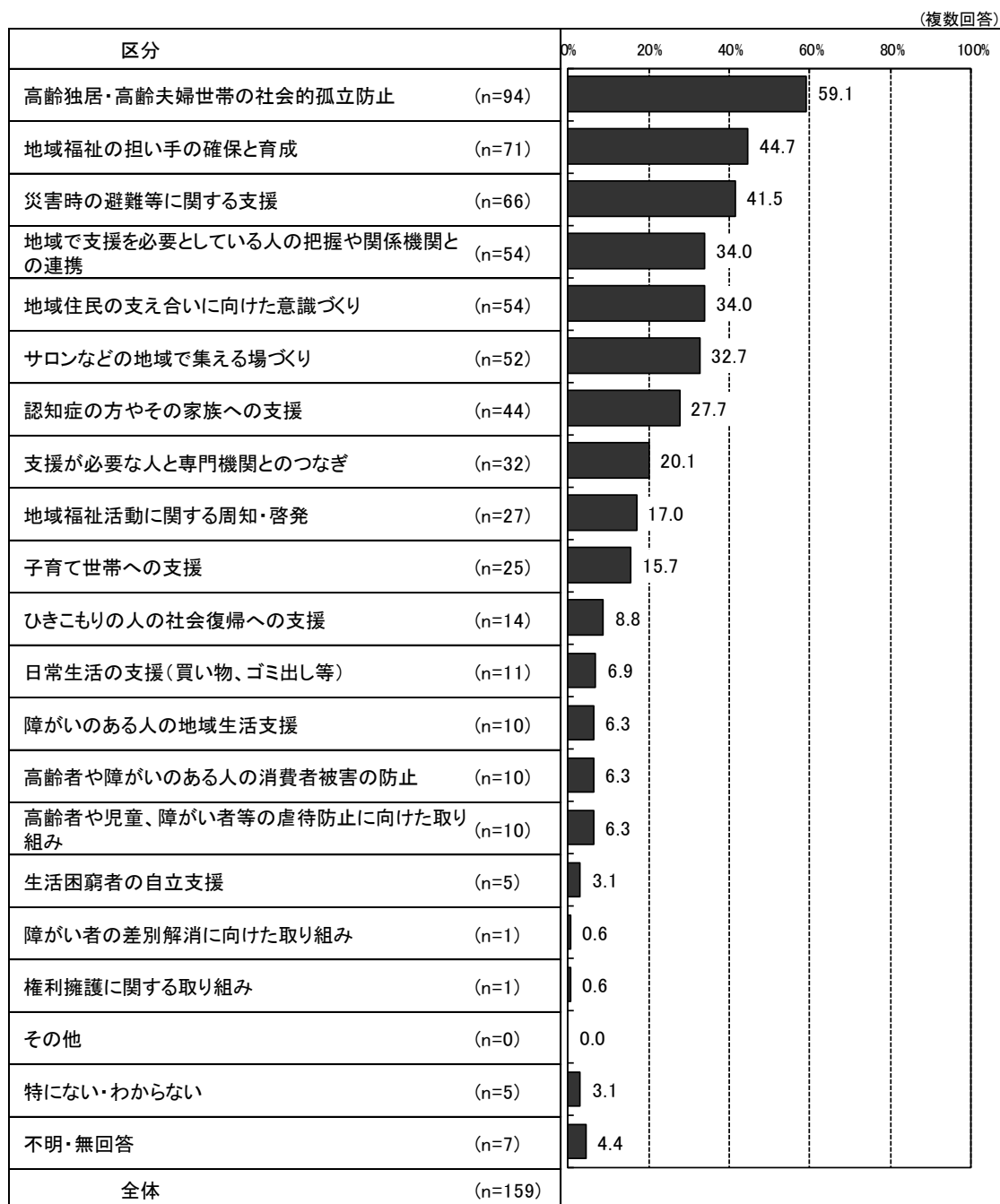
一方、「連携していない」については、商店・企業が56.0%で最も多く、ボランティア団体・NPO法人が50.3%、病院・医療機関が49.1%、当事者組織が41.5%でつづいています。また、連携ができていない（「どちらかといえば連携していない」＋「連携していない」）関係機関・団体等については、商店・企業が78.0%で最も多く、ボランティア団体・NPO法人や病院・医療機関、当事者組織では6～7割を占めています。



(3) これからの活動について

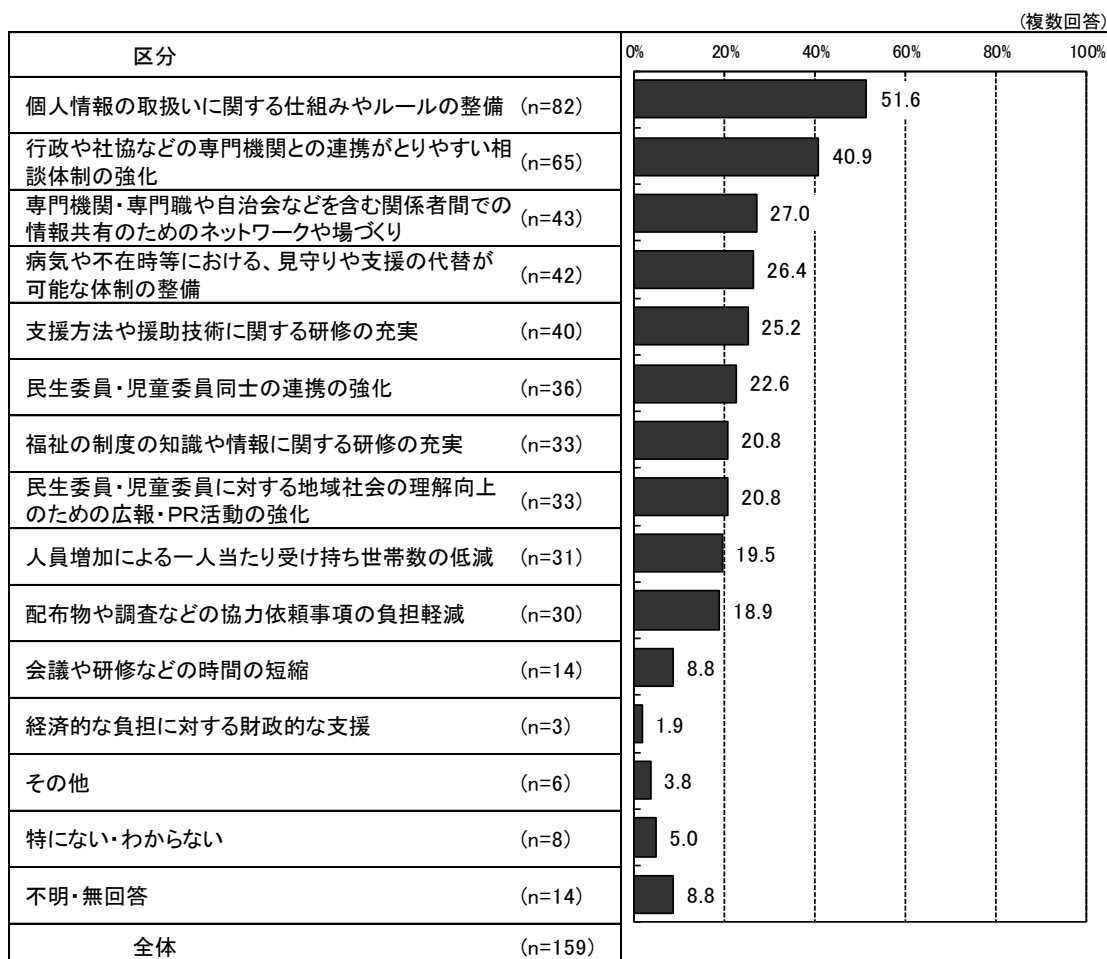
① 今後対応していく必要があると感じている活動

民生委員・児童委員の活動のなかで、今後対応していく必要があると感じている活動については、「高齢独居・高齢夫婦世帯の社会的孤立防止」が 59.1%で最も多く、「地域福祉の担い手の確保と育成」(44.7%)、「災害時の避難等に関する支援」(41.5%)がつついています。



②民生委員・児童委員の活動を充実させていくために必要な条件

今後どのような条件が整備されれば、あなたの民生委員・児童委員の活動を充実させていくことが可能かについては、「個人情報の取扱いに関する仕組みやルールの整備」が51.6%で最も多く、「行政や社協などの専門機関との連携がとりやすい相談体制の強化」(40.9%)、「専門機関・専門職や自治会などを含む関係者間での情報共有のためのネットワークや場づくり」(27.0%)がつづいています。

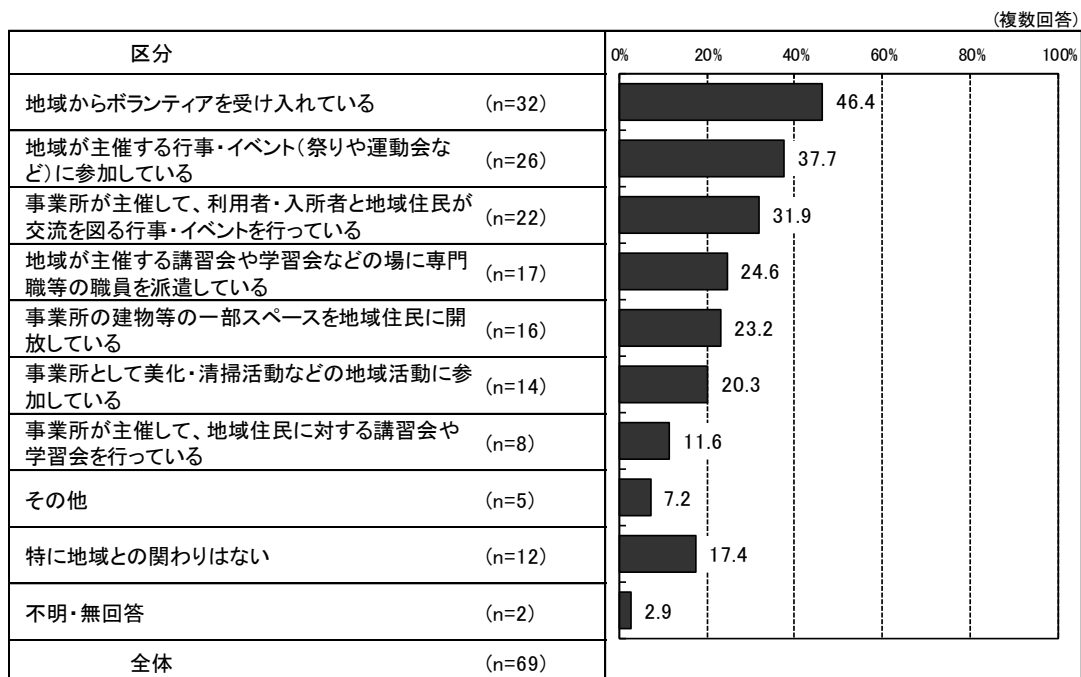


4) 福祉施設・事業所対象アンケート調査の結果概要

(1) 地域との関わり方

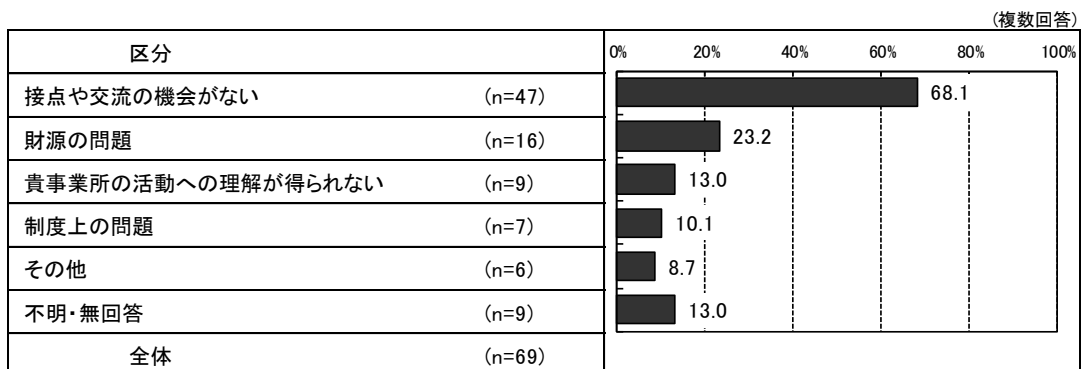
事業所と地域との関わり方については、「地域からボランティアを受け入れている」が46.4%で最も多く、「地域が主催する行事・イベント（祭りや運動会など）に参加している」（37.7%）、「事業所が主催して、利用者・入所者と地域住民が交流を図る行事・イベントを行っている」（31.9%）がつづいています。

また、地域と何らかの関わりがある施設・事業所の割合（全体から「特に地域との関わりはない」と「不明・無回答」を引いた割合）は79.7%となっています。



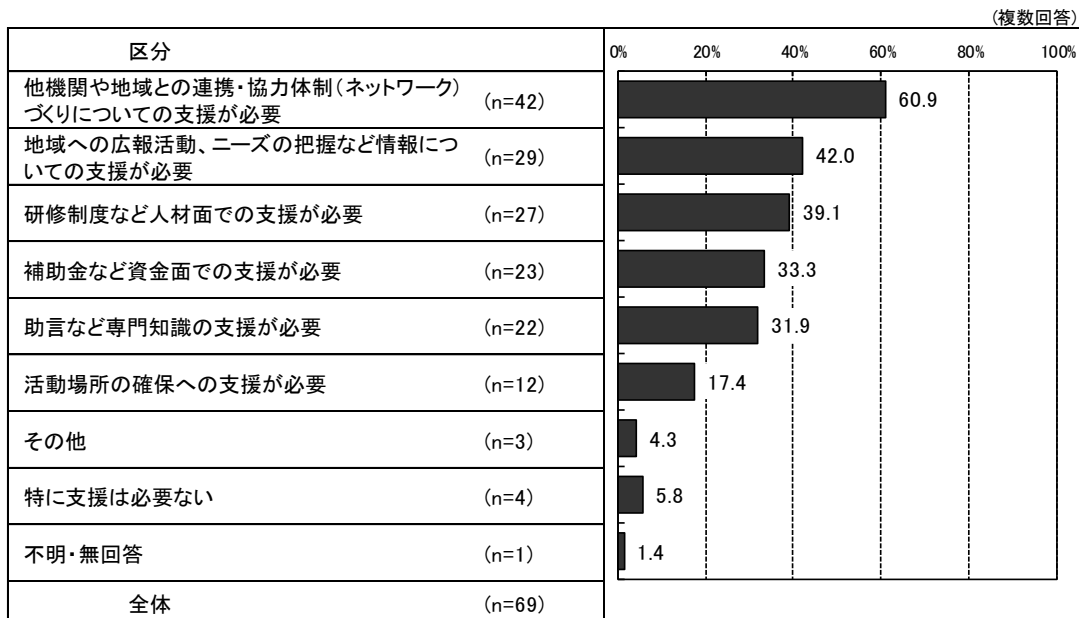
(2) 地域との連携・協力を進めるにあたっての問題

地域の関係機関・団体、専門職などと連携・協力を進めるにあたって、問題となることについては、「接点や交流の機会がない」が68.1%で最も多く、「財源の問題」（23.2%）、「貴事業所の活動への理解が得られない」（13.0%）がつづいています。



(3) 今後の取り組みに向けて必要とする支援

事業所が必要とする支援については、「他機関や地域との連携・協力体制（ネットワーク）づくりについての支援が必要」が 60.9%で最も多く、「地域への広報活動、ニーズの把握など情報についての支援が必要」が（42.0%）、「研修制度など人材面での支援が必要」（39.1%）がつづいており、地域との関わりに関する支援が上位を占めています。



3. 地区懇談会の結果

1) 地区懇談会の目的・実施状況

市内の各地区において、地域福祉活動の担い手の方を対象に、担い手の方々が地域の「現状」を知り、「課題」を整理し、その「解決策」を検討いただき、今後の地域での活動につなげていただくとともに、第3期計画策定の基礎資料として活用するため、地区懇談会を実施しました。実施状況は以下の通りです。

地 区	第 1 回		第 2 回	
	開催日	参加者数	開催日	参加者数
高砂	11月15日(火)	25名	12月2日(金)	19名
荒井	12月6日(火)	31名	12月14日(水)	30名
伊保	11月18日(金)	19名	11月28日(月)	21名
中筋	11月16日(水)	11名	11月29日(火)	9名
曽根	11月21日(月)	14名	12月5日(月)	12名
米田	11月22日(火)	38名	12月9日(金)	36名
阿弥陀	11月17日(木)	32名	11月30日(水)	30名
北浜	11月24日(木)	19名	12月7日(水)	18名

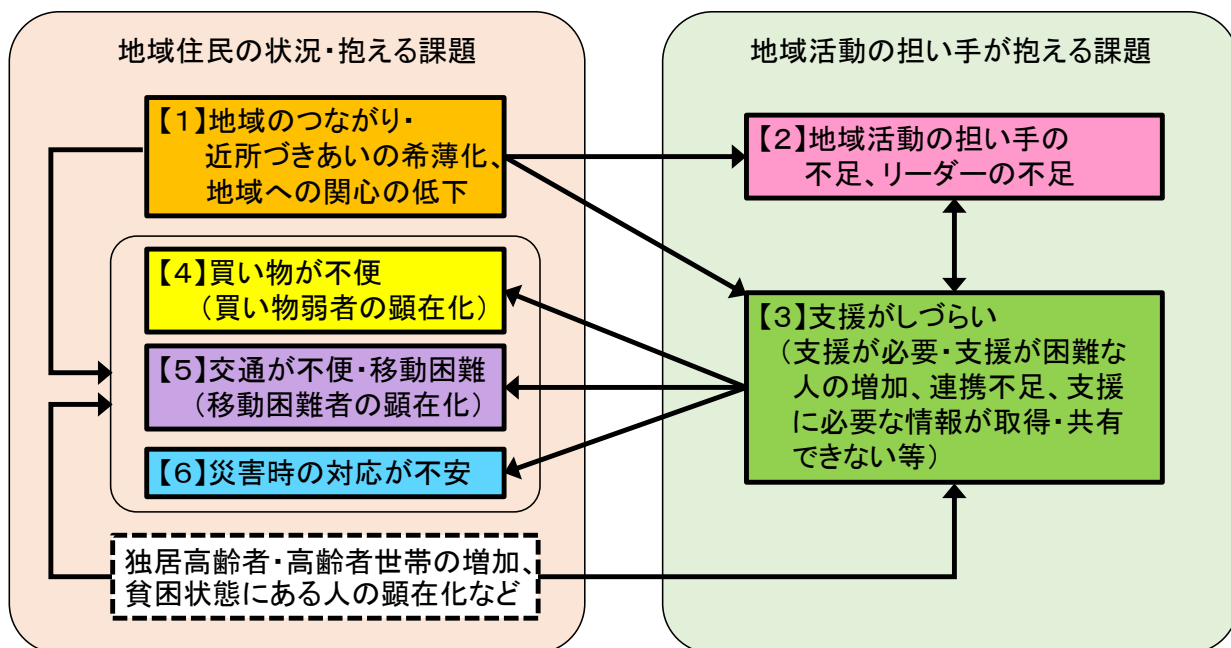
2) 地区懇談会の結果概要

主に、第1回の地区懇談会から、各地区で挙げた「地域における福祉に関する課題」と、課題解決に向けた「解決策・アイデア」を市全体で整理します。

(1) 地域における福祉に関する課題

市全体で課題をまとめると、主なものとして以下の6点が挙げられました。(○：平成18年度に実施した地区懇談会から継続的な課題、★：新たな課題、▲：継続的な課題+新たな課題)

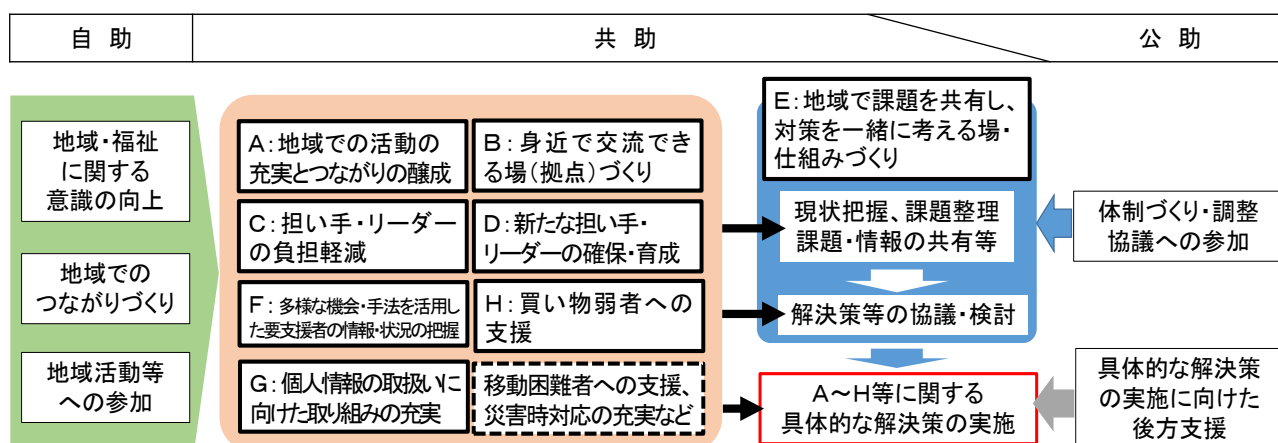
- 【1】○地域のつながり・近所づきあいの希薄化、地域への関心の低下
- 【2】○地域活動の担い手の不足、リーダーの不足
- 【3】▲支援がしづらい（支援が必要・支援が困難な人の増加、連携不足、支援に必要な情報が取得・共有できない等）
- 【4】▲買い物が不便（買い物弱者の顕在化）
- 【5】★交通が不便・移動困難（移動困難者の顕在化）
- 【6】★災害時の対応が不安



(2) 解決策・アイデア

主な課題の解決策について、自助、共助、公助の視点でまとめると、以下のようになります。

課題	解決策・アイデア
【1】 地域のつながり・近所づきあいの希薄化、地域への関心の低下	A：地域での活動の充実とつながりの醸成 B：身近で交流できる場（拠点）づくり
【2】 地域活動の担い手の不足、リーダーの不足	C：担い手・リーダーの負担軽減 D：新たな担い手・リーダーの確保・育成
【3】 支援がしづらい（支援が必要・支援が困難な人の増加、連携不足、支援に必要な情報が取得・共有できない等）	E：地域で課題を共有し、対策を一緒に考える場・仕組みづくり F：多様な機会・手法を活用した要支援者の情報・状況の把握 G：個人情報の取扱いに向けた取り組みの充実
【4】 買い物が不便（買い物弱者の顕在化）	H：買い物弱者への支援



4. 専門職ヒアリング調査の結果

1) 調査の目的・実施状況

市内において、相談支援に携わる専門職を対象に、専門職が抱える課題・問題や、地域との連携などを把握し、本計画策定の基礎資料として活用するため、ヒアリング調査を実施しました。実施状況は以下の通りです。

調査対象	地域包括支援センターの主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師	障がい者相談支援事業の相談担当者
実施日	平成28年10月5日（水）	平成28年9月14日（水）

2) 調査の結果概要

■「制度の狭間」「複合的な課題」への対応が課題

- 相談支援の専門職からは、身寄りのない独居高齢者・障がいのある方への対応をはじめ、生活保護まではいかないが生活困窮状態にある世帯への対応、ゴミ屋敷の問題など、各法に基づく制度だけでは対応できない、いわゆる「制度の狭間」「複合的な課題」のケースが顕在化しているとの意見が多く、それらへの対応が喫緊の課題となっています。
- 相談支援の専門職からは、「制度の狭間」の問題については、地域の担い手や専門職の善意の取り組みなどの微妙なバランスの上でなんとか対応できているケースが多く見られるという意見が挙がっています。

■地域住民の福祉活動や人権等への意識・理解醸成が必要

- 地域住民の福祉活動への意識向上、意識改革（受動的な意識から能動的な意識への変換）が必要との意見が挙がっています。
- 障がいのある人が地域で生活していくため、また、障がい者施設・事業所と地域の連携強化に向けて、地域住民や福祉活動の担い手の、障がいのある人に対する理解醸成を求める意見が多く挙がっています。

■多様化・複雑化する課題の解決に向けて、担い手等が連携を図るための具体的な仕組みづくりが必要

- 多様化する課題に対応するためにも、専門機関と専門職間や、専門機関と地域などで情報・事例の交換、共有ができる機会・場が必要という意見が挙がっています。また、そもそも連携を図るために、専門機関や地域の担い手がお互いの機能・役割などを認識・共有していくことが必要であるとの指摘もあります。

■現在の担い手の負担軽減やみんなで役割を担う仕組みづくりが重要

- 地域における担い手不足とともに、特定の担い手に負担が偏っているといった指摘も多く挙がっており、併せて、担い手の確保や意識醸成とともに、役割の分業化やみんなで地域活動等を担う仕組みづくりが必要との意見も挙がっています。

■「制度の狭間」「複合的な課題」の対応に向けて、分野横断型の相談支援体制の構築・強化が必要

- 主に「制度の狭間」「複合的な課題」のケースについて、既存のサービスや支援に結びつけることが難しい、対応策がないといった意見が多く挙がっており、各分野の専門機関・専門職間の連携とともに、連携に向けた行政での専門職の配置などが求められています。
- 既存の福祉サービス・制度の拡充や、それらを安心して利用できるような環境づくりが求められています。

■成年後見制度等の利用促進に向けた工夫などが必要

- 認知症高齢者等の増加などを踏まえて、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用・活用しやすくしてほしいとの意見が挙がっています。（条件の緩和、煩雑な手続きの是正等）

5. 第2期計画の振り返りと第3期計画で取り組むべきことの整理

第2期計画の6つの基本目標に沿って、これまでの取り組みの状況や、アンケート調査、地区懇談会、専門職ヒアリング調査の結果を踏まえて、第3期計画で取り組むべきことを整理しました。

第2期計画：基本目標1 安全で安心して暮らせる環境づくり

第2期計画の内容
<p>すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者や障がいのある人、子ども・子育て世代など、要援護となる可能性が高い方への支援や、市民による防災マップづくりの支援とともに、地域においても普段からの声かけや見守り、防災・防犯・安全対策の面からも市民意識の向上を図ります。</p> <p><u>主要課題と方向性</u></p> <ul style="list-style-type: none">○家庭内でのさまざまな問題が複雑化・深刻化しているにもかかわらず、地域とのつながりを持たずに生活をしている家庭への支援が課題となっています。○情報が伝わりにくい無関心層への対応が課題となっています。○防災・防犯・安全対策については、一人ひとりの意識は高まりを見せていますが、防災訓練へ参加したことがない方や災害時の備えをしていない方の割合は高く、今後も啓発が必要となっています。○災害の備えという視点から、身近な地域における普段からのつながりづくりや要援護者への見守り体制の充実等が課題となっています。

取り組みの状況、市民・担い手・
専門職の現状・意識より

第3期計画で取り組むべきこと
<ul style="list-style-type: none">① 地域では、「制度の狭間」「複合的な課題」といわれるケースが増加しており、地域の担い手や専門職においては、それらのケースへの対応、支援が喫緊の課題となっています。② 支援を必要とする人が地域で潜在化している可能性があり、そのような人たちを相談窓口や適切な支援・サービスにつなげるためにも、市民一人ひとりの気づきや見守り活動の強化とともに、相談窓口の充実を図る必要があります。③ 市民の災害時対応への不安は大きいものの、現状では市民一人ひとりや地域における災害対策は十分とは言えず、引き続き、災害対策に関する市民の意識醸成とともに、関心から実践につなげていくための取り組みを強化する必要があります。

第2期計画：基本目標2 福祉や地域に対する意識の向上

第2期計画の内容

地域活動などへ積極的に参加できる仕組みを構築し、地域の課題を自分たちの課題として受け止め、その解決に向けて行動するといった意識を高めます。また、比較的認知されている福祉教育や体験活動などを通して、高齢者や障がいのある人、子ども・子育て世代などに対する理解を醸成するとともに、市職員の福祉に対する意識の向上を図り、協働による地域福祉の推進を担える人材の育成と活用に努めます。

主要課題と方向性

- 地域に対する意識の希薄化が進んでいる中、高齢者や障がいのある人、子ども・子育て世代などの交流により、身近な地域での支え合いへの理解を深めていくことが必要です。
- 地域において積極的にコミュニケーションを図ることや地域活動への参加意識を高める取り組みが必要です。
- 地域間の連携や世代間交流の取り組みを推進するとともに、地域活動の拠点を活用するなど、まち全体で福祉や地域に対する意識の向上を図る必要があります。

取り組みの状況、市民・担い手・
専門職の現状・意識より

第3期計画で取り組むべきこと

- ① 地域福祉や住民相互の支え合い・助け合いの必要性についての理解は市民に広がっていますが、具体的な活動の実践にはつながっておらず、地域福祉を「我が事」に変えることができるような働きかけ（意識づくり）が必要となっています。
- ② 近所づきあい・地域のつながりの希薄化が進み、親密な近所づきあいをする市民や地域活動に参加する市民が減少していますが、その一方で、親密な近所づきあいを希望したり、地域活動等への参加意向をもつ市民も多く、「地域」に関する市民の理想と現状には大きなギャップが生じています。今後は、理想と現実のギャップを埋め、市民の「地域」への一歩を後押しする仕組みづくりを進める必要があります。
- ③ 高齢者や障がいのある人への差別・偏見を解消していくためにも、年齢層を問わず、積極的かつ継続的な意識・理解醸成が必要となっています。

第2期計画：基本目標3 情報提供の充実及び情報の共有化

第2期計画の内容

広報紙やホームページなどあらゆる媒体を活用した周知啓発や、出前講座等を通して、情報を必要としている人に「届ける」という意識で情報提供に取り組みます。また、地域住民や各種団体、社会福祉協議会、福祉関係者等の情報についても地域において共有化を積極的に進めます。

主要課題と方向性

- 地域活動や制度、福祉サービスについてわかりやすい情報提供を行っていく必要があります。
- 自治会、老人クラブ、婦人会等がよりスムーズに連携していくために、情報の共有化の仕組みづくりを行う必要があります。
- 情報を届ける手段として、ホームページやメール配信の活用が進んでいる一方で、わかりやすく、確実に伝えるための工夫がより一層求められています。

取り組みの状況、市民・担い手・
専門職の現状・意識より

第3期計画で取り組むべきこと

- ① 市民の年齢や状況等に応じて、必要とする情報とともに情報の入手方法・媒体も多様化しており、届けたい対象と届けたい情報を明確にし、受け手側の視点に立った情報発信・提供を進めていく必要があります。
- ② 支援を必要とする人が地域で増加し、なおかつ潜在化するケースも見受けられる中で、担い手側では支援に必要な情報・知識等が入手・共有しづらいということが課題となっており、取り組み・ネットワークなども踏まえつつ、情報入手から共有、活用までがスムーズにできる仕組みづくりを検討・構築する必要があります。

第2期計画：基本目標4 交流の促進とネットワークの構築

第2期計画の内容

複雑で多様化する地域での問題を解決するには、市民や行政機関、地域の関係団体等が年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、連携することが必要です。そのため、地域住民同士や地域を構成する主体間など、地域におけるあらゆる主体が交流でき、協働による取り組みが展開できる拠点づくりを進めます。

主要課題と方向性

- 地域の担い手である各団体、グループ間の交流・連携、協働の機会の充実が必要です。
- 地域における住民同士の交流や仲間づくり、世代間交流等への市民意識を高める取り組みが必要になっています。
- 今後、地域との連携・協働の視点がより一層必要になる中、世代間の交流や、高齢者や障がいのある人、子ども・子育て世代と住民との交流やふれあいなどの場を設置する必要があります。

取り組みの状況、市民・担い手・
専門職の現状・意識より

第3期計画で取り組むべきこと

- ① 近所づきあい・地域のつながりの希薄化が進み、親密な近所づきあいをする市民や地域活動に参加する市民が減少していますが、その一方で、親密な近所づきあいを希望したり、地域活動等への参加意向をもつ市民も多く、「地域」に関する市民の理想と現状には大きなギャップが生じています。今後は、理想と現実のギャップを埋め、市民の地域への一歩を後押しする仕組みづくりを進める必要があります。【再掲】
- ② 親密な近所づきあいへの希望や地域活動への参加に関するニーズの受け皿となるよう、地域活動の内容の充実を図るとともに、様々な市民が参加しやすい環境づくりに取り組むことがポイントとなっています。
- ③ 地域において、地域活動の担い手や専門職、施設・事業所等との連携は進んでいますが、支援を必要とする人の増加や「制度の狭間」「複合的な課題」などに対応していくためにも、担い手や専門職、地域住民などの各主体間で地域の情報や課題を共有し、その解決に向けた取り組みを検討・推進していくための場・仕組みづくりを早急に進める必要があります。

第2期計画：基本目標5 福祉や地域活動の担い手づくり・拠点づくり

第2期計画の内容

地域福祉活動を進めていくために、活動を担う人材や活動の中心となるリーダーやコーディネーターを育てるとともに、人的資源の確保と活用できる仕組みづくりを進めます。さらに、ボランティア団体やNPO団体、地域において福祉活動を進めている人の活動拠点づくりを進め、交流の促進やネットワークの構築も進めます。

主要課題と方向性

- ボランティア活動については、特に若年層の参加率の向上を図る必要があります。
- 地域活動や地域における福祉の担い手やリーダーの育成と活動支援が必要です。
- 福祉や地域活動に必要な人材育成・人材確保に関する取り組みを推進していく必要があります。
- 今後、地域における交流拠点・活動拠点を活用しながら、福祉関係のボランティア団体やNPO団体の活動を支援する必要があります。

取り組みの状況、市民・担い手・
専門職の現状・意識より

第3期計画で取り組むべきこと

- ① 担い手は高齢化、固定化しており、その負担感も増加しています。一方で、支援を必要とする人は増加する傾向にあり、個人・世帯が抱える課題は複雑化していることから、福祉や地域活動の担い手づくりは喫緊の課題となっています。
- ② 福祉や地域活動の担い手づくりについては、「担い手・リーダーの負担軽減」と「新たな担い手・リーダーの確保・育成」を両輪として位置付けて、取り組みを展開する必要があります。また、支援する側と支援される側という画一的な考え方から「みんなで担う」仕組みへの転換を図ることが重要となります。
- ③ 「新たな担い手・リーダーの確保・育成」については、「できる」「やってみたい」「市民として取り組むことが望ましい」と思う福祉活動に、気軽に取り組めるよう、様々な入口・メニューづくりに取り組む必要があります。
- ④ 地域のつながりの醸成や地域活動の充実に向けて、既存施設や空き家などを活用した拠点づくりや、ふれあい喫茶やサロンなどの定期的な交流の場づくりを促進する必要があります。

第2期計画：基本目標6 福祉サービス・制度の適切な利用の促進

第2期計画の内容

福祉サービス・制度が適切に利用されるよう、サービスに関する情報提供に加え、各分野の福祉サービスの充実や質の向上を図ります。また、利用者ニーズに応じたサービスのあり方を検討するとともに、権利擁護に関する取り組みや相談機能の充実を図り、利用しやすい仕組みを整備します。

主要課題と方向性

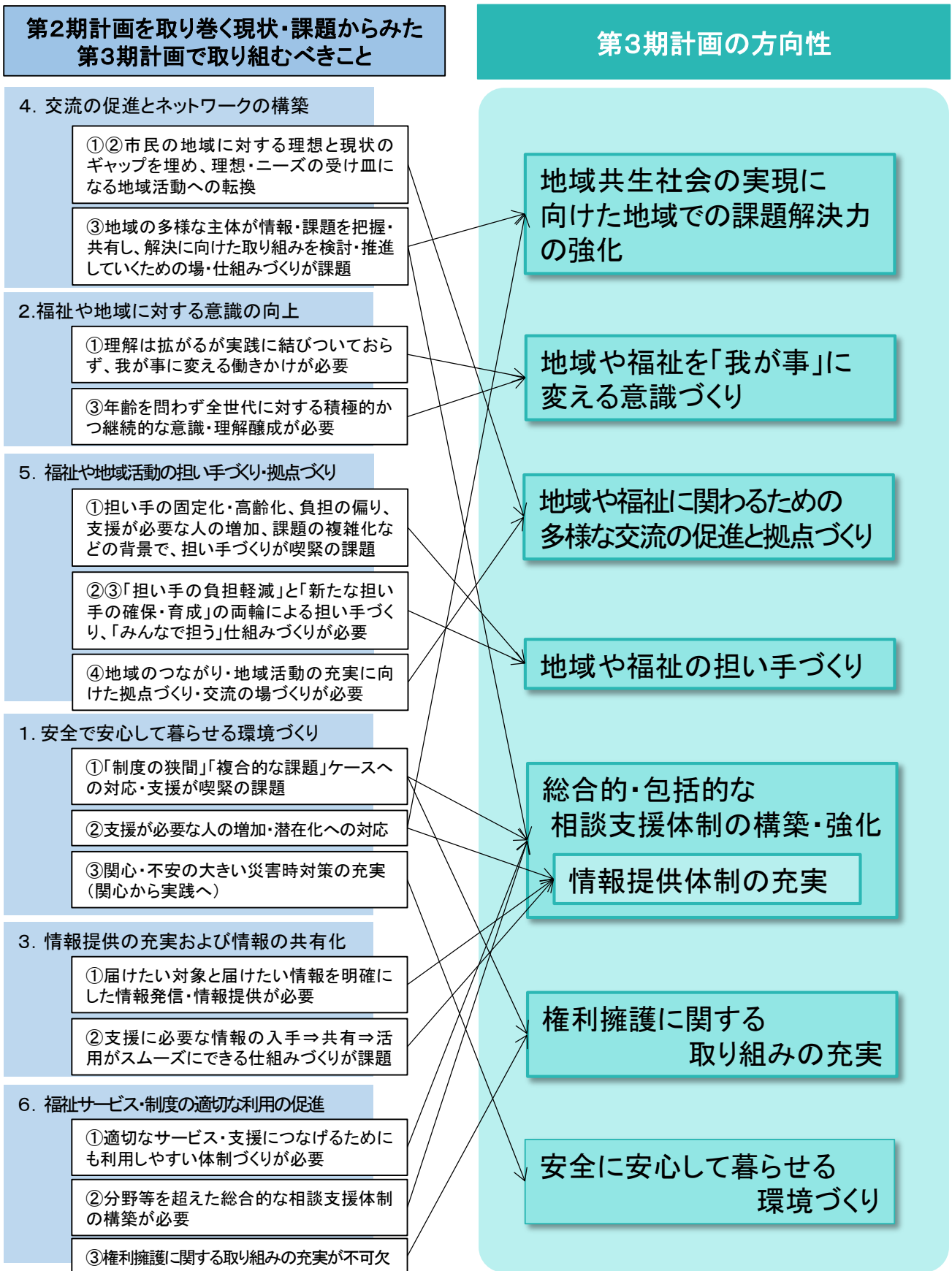
- 福祉サービス・制度を利用するまでの手続き方法や、内容に関する情報不足が考えられることから、利用者視点に立った情報提供や制度の周知のあり方が課題となっています。
- 福祉サービス・制度の適切な利用促進と充実を図る上では、利用者ニーズを的確に捉える必要があります。
- 高齢者や障がいのある人、子育て世代など、各分野での情報や実施しているサービス等について整合性を図るなど、市民が利用しやすい取り組みを展開する必要があります。

取り組みの状況、市民・担い手・
専門職の現状・意識より

第3期計画で取り組むべきこと

- ① 福祉に関するサービス・制度の改正等が進む中で、支援を必要とする市民が潜在化するケースもあり、そのような市民を適切な支援・サービスにむすびつけるための、効果的な周知啓発・情報提供の仕組みや、支援・サービスを利用しやすい体制の拡充・強化が課題となっています。
- ② 「制度の狭間」「複合的な課題」といわれるケースが増加する中で、分野を超えた総合的な相談支援体制の構築が求められています。
- ③ 認知症高齢者等の増加や障がいのある人の地域移行にともない、成年後見制度の利用など権利擁護に関する取り組みの充実が不可欠となっています。また、障害者差別解消法の施行など国の法制度の動向を十分に踏まえて、強化に向けた取り組みを検討・実施する必要があります。

第2期計画の振り返りと第3期計画で取り組むべきことから、第3期計画の方向性を整理すると以下のようになります。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

一人ひとりが思いやり 心ふれあう めくもりのまち

少子高齢・人口減少社会の進行により地域力が脆弱になる一方で、地域での生活・福祉課題は多様化・複雑化し、支援を必要とする人が増加しています。

このような中、本市においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現をめざし、より一層、地域福祉を積極的かつ効果的に推進していく必要があります。

本計画では、第1期計画と第2期計画で掲げた基本理念「一人ひとりが思いやり 心ふれあう めくもりのまち」を踏襲し、引き続き、本市において、地域を構成するすべての人々が主役となり、お互いを思いやる心を持ちながら、支え合い、助け合うことができる「めくもりのまち」、すなわち「地域共生社会」の実現をめざします。

2. 基本目標

基本理念「一人ひとりが思いやり 心ふれあう ぬくもりのまち」の実現に向け、第3期計画の方向性を踏まえて、次の7つの基本目標を設定し、市民主体の課題解決力の強化と包括的な支援体制づくりに取り組みます。なお、「基本目標1 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化」については、基本理念の実現に向けて重点基本目標として位置づけます。

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化【重点基本目標】

市民主体の地域福祉活動は地域福祉を推進するための基盤となっており、本市でも多様な主体による活動が展開されています。その一方で、地域の抱える課題の多様化・複雑化により、課題の解決等に向けて効果的な活動の展開が難しくなっており、多様な主体が連携・協働し、地域共生社会の実現に向けて、地域での課題解決力を強化していくことが必要となっています。

今後は、市民主体の地域福祉活動の現状・課題を踏まえつつ、その活性化に向けた具体的な支援を進めるとともに、地域の多様な主体が連携・協働できる具体的な仕組みの構築・強化に取り組みます。

基本目標2 地域や福祉を「我が事」に変える意識づくり

市民一人ひとりが、地域や福祉を「我が事」として主体的に捉え、興味・関心を持つことが、地域福祉を推進していくための大前提となります。

今後は、福祉分野をはじめ、様々な分野を通じて、市民一人ひとりが、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」ための機会を提供するとともに、子どもから高齢者まで生涯にわたって積極的かつ継続的な福祉教育・学習を推進することで、地域や福祉を「我が事」に変える意識づくりに取り組みます。

基本目標3 地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり

近所づきあい・地域のつながりの希薄化が進んでいますが、その一方で、親密な近所づきあいを希望するといった市民も多く、「地域」に関する市民の理想と現状には大きなギャップが生じています。

今後は、市民の地域に関する理想と現状のギャップを埋め、地域への第一歩を後押しするための多様な交流の機会づくりを推進するとともに、地域における交流・つながりの醸成や地域活動の充実に向けて、地域での居場所づくり、活動の拠点づくりを促進します。

基本目標4 地域や福祉の担い手づくり

地域や福祉の担い手は、固定化・高齢化や負担の偏りなどが大きな問題となっており、地域福祉を推進する上で、担い手づくりは喫緊の課題となっています。

今後は、地域や福祉の担い手づくりについて、地域や福祉の活動を「みんなで担う」という考え方・仕組みへの転換をめざし、現在活動している担い手やリーダー等の負担軽減を図りつつ、新たな担い手の確保・育成に取り組みます。

基本目標5 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化

支援が必要な人の増加とともに、公的サービスの対象とならない制度の狭間にある人や、個々の相談支援機関では対応できない複合的な課題を抱える世帯・人などへの対応が大きな課題となっています。

今後は、一人ひとりの生活で生じる課題に対してきめ細かく対応し、適切な支援に結びつけていくためにも、地域における見守り体制の強化と相談機能の充実を図るとともに、分野を超えた総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化をめざします。また、支援を必要とする人が安心して福祉サービス・制度を利用できるよう、その質の確保・向上と情報提供の充実に取り組みます。

基本目標6 権利擁護に関する取り組みの充実

認知症の人の増加や障がいのある人の地域生活への移行などに伴い、権利擁護の支援に向けた取り組みの充実が不可欠となっています。また、高齢者や障がいのある人、子どもへの虐待などの課題を抱える世帯・人への対応も大きな課題となっています。

今後は、すべての人の権利が擁護される社会を形成していくためにも、権利擁護の支援に向けた取り組みの充実を図るとともに、虐待等の予防と早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化します。

基本目標7 安全に安心して暮らせる環境づくり

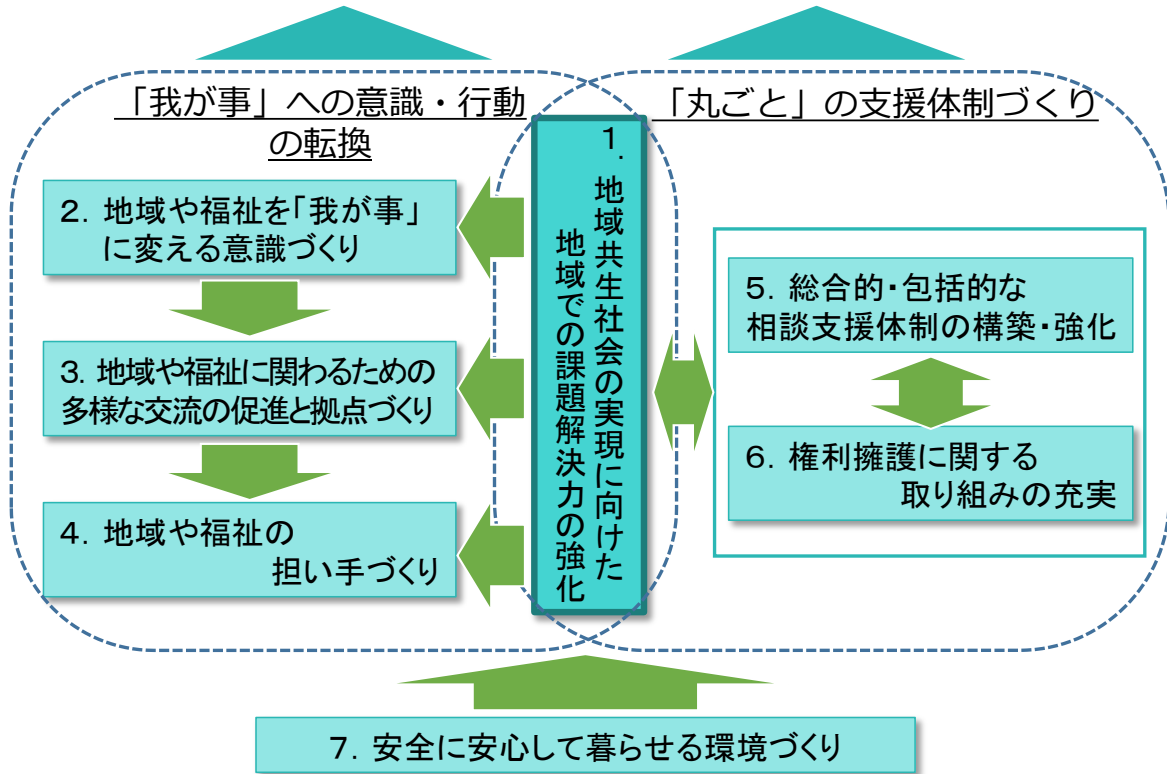
年齢や障がいの有無などに関わらず、市民一人ひとりが安全に安心して暮らせる環境は、地域福祉の推進を下支えする重要な要素となります。また、市民の災害時対応への不安は依然として大きく、災害時の要支援者に対する支援体制づくりも課題となっています。

今後は、引き続き、住みやすい生活環境の整備に向けて、バリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくり等に取り組むとともに、緊急時・災害時に対応できる支援体制づくりや、犯罪被害・消費者被害に向けた対策を進め、市民の安全・安心の確保を図ります。

高砂市のめざす地域共生社会

「一人ひとりが思いやり 心ふれあう ぬくもりのまち」

の実現

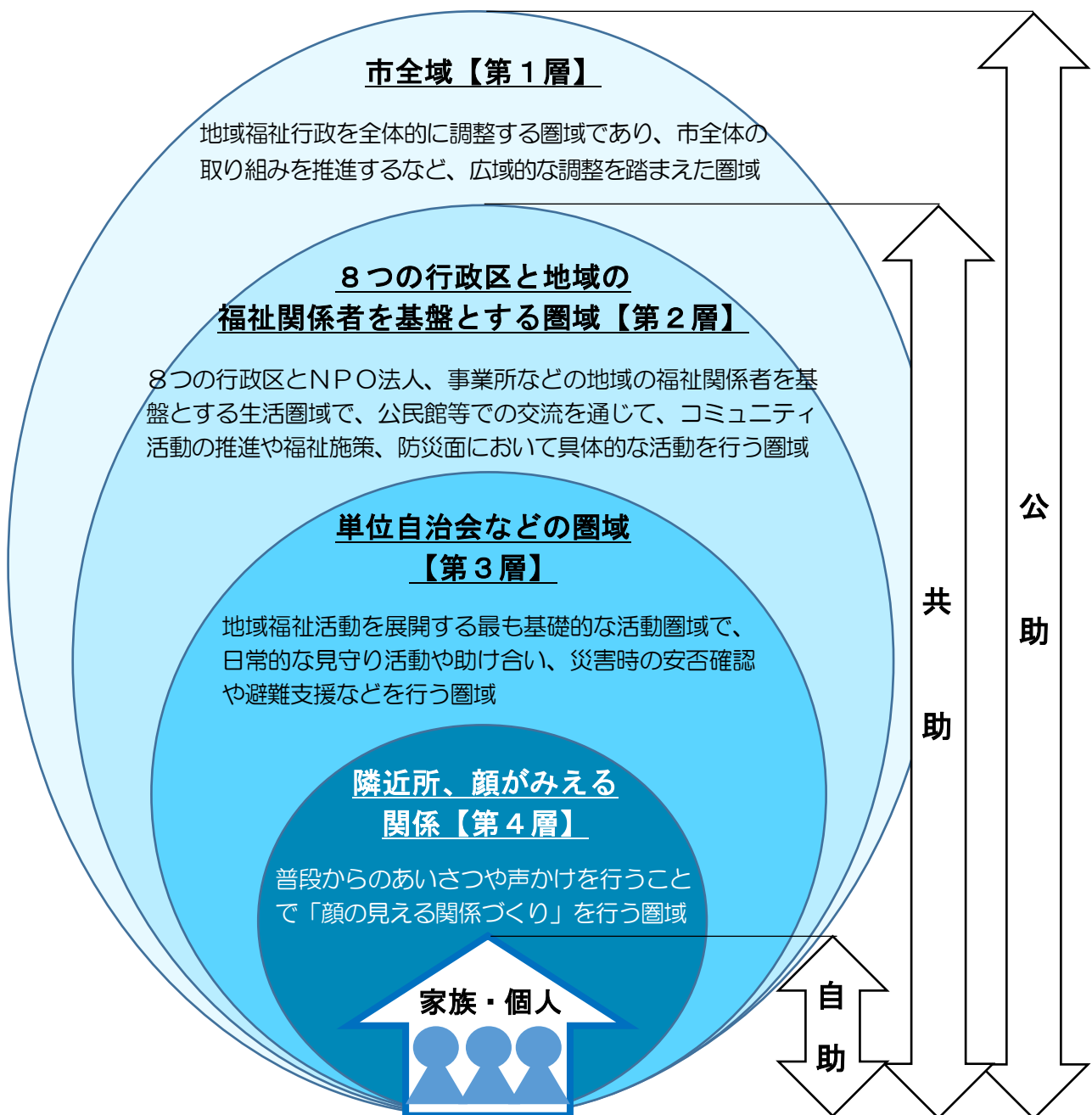


3. 福祉圏域の考え方

「福祉圏域」とは、地域福祉を推進するために必要な取り組みや仕組みづくりを効果的、効率的に展開していくための地域の範囲です。地域福祉を推進する上で、一言で「地域」といっても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なることが考えられます。地域福祉を市民主体で進めていくためには、日常生活を送る上で、あいさつや顔の見える範囲から、保健・医療、福祉サービスとの連携や、高齢者、障がいのある人など、外出支援が必要な方への支援、広域的な議論が必要な圏域まで、様々な課題によって、適切な圏域設定が必要になります。

本計画では、第2期計画で設定した以下の様な4層構造の福祉圏域を継承します。

【高砂市の「福祉圏域」のイメージ図】



第4章 地域福祉の推進に向けた取り組みの展開

基本理念の実現に向けて設定した7つの基本目標を踏まえ、高砂市において地域福祉を推進するための取り組みの体系を以下のように設定します。

基本目標	取り組みの内容
1 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化 【重点基本目標】	1) 市民主体の地域福祉活動の活性化 2) 地域の多様な主体が連携・協働できる仕組みの構築
2 地域や福祉を「我が事」に変える意識づくり	1) 地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進 2) 福祉教育・学習の推進
3 地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり	1) 地域での多様な交流の機会づくりの推進 2) 地域における居場所づくりと活動拠点づくりの推進
4 地域や福祉の担い手づくり	1) 既存の担い手への支援 2) 多様な人材の発掘・育成による新たな担い手づくり
5 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化	1) 地域における見守り体制の強化と相談機能の充実 2) 相談支援機関の連携体制の構築・強化 3) 福祉サービス・制度の質の確保・向上と情報提供の充実
6 権利擁護に関する取り組みの充実	1) 権利擁護の支援に向けた取り組みの充実 2) 虐待・DVの予防と早期発見・早期対応
7 安全に安心して暮らせる環境づくり	1) 住みやすい生活環境の整備 2) 緊急時・災害時対策の充実 3) 防犯対策・消費者被害防止に向けた取り組みの推進

各基本目標の「地域福祉の推進に向けた取り組み」の考え方

本章では、基本目標毎に関連する取り組みの方向性などを整理した上で、市民、地域、福祉関係者、社会福祉協議会、市の望ましい役割分担を設定し、それぞれの取り組み内容を例示的に示しています。

●地域を構成するすべての人々の定義

「市民」	家族・家庭を中心とした、地域で生活する全ての人のことで、地域に住んでいる人はもちろん、地域の学校や会社に通学・通勤する人をいいます。
「地域」	自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会などの地域単位で活動する組織・団体や、民生委員・児童委員、福祉委員、地域の商店、民間企業、NPOなどをいいます。
「福祉関係者」	福祉サービスを提供する事業者（社会福祉法人や民間企業）や福祉関係のボランティア団体、NPO、グループ・サークルなど福祉に関わる人・団体をいいます。
「社協」	高砂市社会福祉協議会をいいます。
「市」	高砂市をいいます。

●各主体の取り組み内容

取り組みの内容は、第2期計画の内容を引き継ぎつつ、平成28、29年度に実施した地区懇談会やアンケート等の結果をはじめ、社会福祉協議会や庁内各課に対するヒアリングで明らかになった主な取り組みなどを整理しています。

基本目標 1 地域共生社会の実現に向けた地域での課題解決力の強化【重点基本目標】

1) 市民主体の地域福祉活動の活性化

自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会などの地域単位での活動をはじめ、民生委員・児童委員、福祉委員による活動など、地域福祉の推進や課題解決力の基盤となる市民主体の地域福祉活動を積極的に促進・支援することで、活性化を図ります。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●市民主体の地域における活動について情報収集を行い、それぞれの興味・関心に少しでもマッチする活動があれば、気軽に参加します。 ●自治会や婦人会、老人クラブ、子ども会などの地域単位で活動する組織について、その目的や活動内容などを理解します。また、自分にあったスタイルで地域への関わりを持ち続けていくためにも、自治会などの組織に加入し、継続的に活動に参加します。 ●隣近所や地域においてあいさつや声かけを積極的に行います。
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域において、市民主体の地域福祉活動の現状・課題を把握・共有するとともに、その解決策を検討し、活性化に向けた具体的な取り組みを実施します。【地域】 ●自治会や婦人会、老人クラブ、子ども会などの地域単位で活動する組織では、会員の加入促進に向けた取り組みを実施します。【地域】 ●社協や市の実施する担い手間の交流に、スキルアップに関する取り組みを活用します。【共通】 ●社会福祉法人の地域貢献事業を通じて、市民主体の活動の活性化を支援します。【福祉関係者】
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①自治会の円滑な運営の支援や各自治会相互の連携を強化します。 ②婦人会や老人クラブ、子ども会など地域単位で活動する団体・組織の運営・活動の支援を進め、活動の活性化を図ります。 ③民生委員・児童委員を対象とした研修・情報提供の充実を図るとともに、地域住民への周知・啓発、他団体等との連携支援など、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを行います。 ④小地域福祉活動に関する相談・支援・福祉委員研修会・養成講座の開催、各種活動への支援などを通じて、小地域福祉活動の活性化を図ります。 ⑤地域におけるボランティアやNPO、当事者団体などの多様な活動の活性化に向けた支援に取り組むとともに、社会福祉法人や民間企業・事業所等による社会貢献活動の促進に取り組めます。 ⑥地域における市民主体の地域福祉活動に対して、必要なノウハウや情報、先進事例などの提供、講座・研修会等の開催支援、専門的な支援の斡旋、担い手への相談対応などを進めます。 ⑦主に高齢者支援における市民主体の地域福祉活動の活性化を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、活動への支援を行います。 ⑧市民主体の地域福祉活動を調整する役割を担う地域福祉コーディネーターの設置を検討します。

共助の取り組みの表現について

【地域】：地域を構成するすべての人々のうち「地域」として定義した人・団体の取り組みを示します。

【福祉関係者】：地域を構成するすべての人々のうち「福祉関係者」として定義した人・団体による取り組みを示します。

【共通】：「地域」と「福祉関係者」による取り組みを示します。

※以下の共助の取り組みについても同様の表現となっています。

2) 地域の多様な主体が連携・協働できる仕組みの構築

地域や福祉の担い手および専門職、地域住民などの多様な主体が、地域に関する情報や課題などを把握・共有し、その解決に向けた取り組みを検討・推進することができる場・仕組みを構築し、地域における課題解決力の強化をめざします。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における見守りや声かけなどの活動を通じて、個々のケースへの支援以外に、地域で気になる・不安に感じるなどがあれば、地域や福祉の担い手に伝えます。また、できる範囲で、多様な主体による話し合いなどにも参加します。
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体が、地域において現状・課題を把握・共有し、その解決策を一緒に考え、取り組んでいくための場・仕組みづくりを行います。また、そのような場・仕組みを地域において主体的に運営していきます。【共通】 ●上記の様な取り組みを通じて、地域や福祉関係者のそれぞれの役割、できること・できないことなどについて相互理解を深め、連携・協働を積極的に図ります。【共通】 ●上記の様な取り組みを通じて、課題・テーマ等に応じて、地域の多様な主体はもとより、専門職・専門機関の参加を得て、課題解決に向けた連携・協働を図ります。【共通】
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①地域において、多様な担い手などが地域全体の課題や各担い手が抱える課題を把握・共有し、その解決策を一緒に考え、取り組んでいくための場・仕組みづくりを行い、専門職の派遣などを通じて、その運営を支援します。 ②地域ケア会議や障がい者自立支援協議会、要保護児童対策地域協議会などを通じて、多職種の専門職や担い手などの連携・協働や、地域における課題解決力の強化を行います。

基本目標2 地域や福祉を「我が事」に変える意識づくり

1) 地域や福祉に関心をもつ機会づくりの推進

福祉分野にとどまらず、医療、教育、環境、産業、観光など様々な分野における取り組みを通じて、市民一人ひとりが、まちや地域に対する関心・愛着を持ち、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」ための機会を提供するとともに、地域や福祉を「我が事」として捉え、具体的な取り組みにつながるような働きかけを進めます。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●市や地域が実施する様々な取り組みについて、それぞれの興味・関心に少しでもマッチする活動があれば、気軽に参加します。 ●まちや地域について関心を持ち、自分や家族が暮らしたい地域について考え、できる範囲から、具体的な取り組みに関わっていきます。 ●隣近所や地域においてあいさつや声かけを積極的に行います。再掲
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●市や社協が実施する「まちや地域に関心、愛着が持てるようなイベントや広報・広聴活動」、協働事業、アダプトプログラムなどに協力します。【共通】 ●市民が、地域に関心、愛着が持てるような地域活動をはじめ、地域における多様な交流の機会づくり（詳細は基本目標3を参照）を検討・実施するとともに、積極的かつ効果的な情報提供・情報発信に取り組みます。【共通】 ●隣近所や地域においてあいさつや声かけを促進します。【共通】
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①多くの市民が、まちや地域に関心、愛着が持てるようなイベントや広報・広聴活動を行います。 ②様々な分野で、多くの市民が、地域の課題解決に向けて取り組めるよう、協働事業やアダプトプログラムなどを推進、支援します。 ③地域における多様な交流の機会などに関する情報提供・発信を行い、地域や福祉に関心を持った市民を、具体的な取り組みにつなげます。

2) 福祉教育・学習の推進

市民一人ひとりが、地域や福祉、人権について正しく理解し、周囲のSOSをしっかりとキャッチすることができるよう、また、自身が困ったときは周囲にSOSを伝えることができるよう、学校教育や社会教育をはじめ様々な機会を通じ、子どもから高齢者まで生涯にわたって積極的かつ継続的な福祉教育・学習を推進します。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭内で高齢者や障がいのある人の福祉や地域活動の課題について、積極的にコミュニケーションをとります。 ●障がいのある人や健常者、高齢者、子ども・子育て世帯を含めた、様々な人との交流の場・機会に積極的に参加します。 ●福祉教育・学習や人権教育についての理解・認識を深め、地域や福祉の困り事を解決する活動に参加・協力します。 ●地域で困っている人からのSOSをキャッチして必要な支援につなげることができるよう、また、自分自身に困っていることがあれば、周囲にしっかりとSOSを伝えることができるよう、福祉に関する意識を高めます。
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉教育・学習や人権教育の活動に積極的に参加・協力するとともに、担い手・関係者として福祉や人権を正しく理解し、それぞれの活動に活かします。【共通】 ●地域の状況、課題などを、回覧板や集会など様々な媒体や場・機会などを活用して、わかりやすく知らせることで、地域住民が問題意識を持てるようにします。【共通】 ●多様な世代の人が参加しやすいよう、地域における様々な活動の場・機会を活用して、福祉教育・学習、人権教育等に取り組みます。【共通】 ●保育所や幼稚園、認定こども園、障がい者施設、高齢者施設などを運営している福祉・教育関係者は、主体的な福祉教育・学習、人権教育や体験活動に取り組みます。【福祉関係者】
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①小中学校や高校において、福祉教育・学習、人権教育や体験学習を行います。 ②保育所・幼稚園・認定こども園や小中学校において、地域での様々な体験・交流活動を進め、福祉や人権に関する意識醸成を行います。 ③地区公民館の各種講座・教室などの生涯学習の取り組みや出前講座、図書館での取り組み、地域における学習会、イベントなど様々な機会・場を通じた福祉教育・学習、人権教育を行います。 ④福祉、人権等に関する地域の状況や活動内容等についてわかりやすく情報提供・発信を行い、「我が事」の意識醸成を図り、具体的な活動につなげます。

基本目標3 地域や福祉に関わるための多様な交流の促進と拠点づくり

1) 地域での多様な交流の機会づくりの推進

市民一人ひとりが地域に関わり、交流が持てるよう、市民の多様化する地域に対するニーズ、目的、関心などを踏まえつつ、地域における様々な交流の機会づくりを推進し、「地域」に関する市民の理想と現実のギャップを埋め、地域への第一歩を後押しします。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における活動について情報収集を行い、それぞれの興味・関心に少しでもマッチする活動があれば、気軽に参加します。 ●地域における交流の場・活動への参加を通じて、それぞれの「地域」に関する理想と現実のギャップを埋め、自分にあったスタイルで地域への関わりを持ちます。 ●地域での交流の場・活動への参加を周囲の人に呼びかけて、周囲の人の地域への第一歩を後押しします。 ●隣近所や地域においてあいさつや声かけを積極的に行います。再掲
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民が興味・関心を持ち、参加したくなる、気軽に楽しく参加できる取り組みを検討し、地域への第一歩となる交流の機会づくりを進めます。（既存の活動の拡充、新たな活動の実施、地域の伝統行事やイベントなどを活用した交流の機会づくりなど）【共通】 ●社協や市の実施する交流に関する取り組みを活用します。【共通】 ●地域住民が様々な交流の場・活動に参加しやすいよう、積極的かつ効果的な情報発信・情報提供に取り組みます。【共通】 ●地域における交流の場・活動に高齢者や障がいのある人が参加しやすいよう、送迎支援などの手助けを行います。【共通】 ●社会福祉法人の地域貢献事業を通じて、交流の機会づくりを支援します。【福祉関係者】
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①親子のふれあいの機会、子育て世代の交流の機会づくりを行います。 ②子どもを核とした様々な世代間交流を促進します。 ③高齢者の積極的な社会参加、介護予防につながる取り組みを促進します。 ④若者や働き盛り世代、退職者、市外からの転入者など、これまで地域であまり交流が持たれていなかった市民の地域デビューの機会づくりに取り組みます。 ⑤地域単位で活動する組織・団体などによる住民同士の交流活動を支援します。 ⑥多様な目的や関心などを踏まえた住民の主体的な活動を支援します。 ⑦社会福祉法人の地域貢献事業との連携を図り、交流の機会づくりに向けた支援の促進を図ります。

2) 地域における居場所づくりと活動拠点づくりの推進

地域での交流・つながりの醸成を図るため、また、支え合い・助け合いを活性化していくために、身近な地域で、誰もが気軽に集まり、交流ができる居場所づくりを促進します。また、地域福祉活動を展開していくためには、活動の拠点が必要となることから、既存施設や空き家等の有効活用などを通じた拠点づくりへの支援に取り組みます。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の既存施設や空き店舗、空き家などを活用した地域の居場所づくり等に理解・認識を深め、協力します。 ●身近な地域の居場所や活動拠点を知り、積極的に活用します。 ●一人ひとりができる範囲で、居場所や活動拠点の運営などに参加・協力します。
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●既に取り組んでいる居場所づくりに関する取り組みの継続・充実を図るとともに、地域の状況・課題などを踏まえて、新たな取り組みを検討・実施します。【共通】 ●地域の既存施設や空き店舗、空き家などを活用して、地域における居場所づくり、活動拠点づくりを進めます。【共通】 ●社会福祉法人の地域貢献事業を通じて、地域における居場所づくり、活動拠点づくりを支援します。【福祉関係者】
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①認知症カフェや放課後における子どもの居場所、子ども食堂、住民主体の通いの場など、地域における多様な居場所づくりを推進します。 ②地域における居場所づくりに向けた活動に対して、必要なノウハウや情報、先進事例などの提供、専門的な支援の斡旋、担い手への相談対応などの支援を進めます。 ③ユース交流センターや子育て支援センター、コミュニティセンター、公民館などの既存施設について、居場所や活動拠点としての有効活用、利用促進を図ります。 ④地域活動の拠点として集会施設を整備しようとする自治会に対し、整備に要する費用の助成等を行います。 ⑤社会福祉法人の地域貢献事業との連携を図り、地域における居場所づくり、活動拠点づくりへの支援の促進を図ります。

基本目標 4 地域や福祉の担い手づくり

1) 既存の担い手への支援

現在活動している地域や福祉の担い手・リーダーの負担の軽減などの課題を解決することが、担い手づくりの第一歩という視点に立ち、既存の担い手の抱える課題・問題の把握や、その解決に向けた取り組みを促進、支援します。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や福祉の担い手・リーダーの活動状況や課題・問題点などに関心を持ち、理解・認識を深めます。 ●地域や福祉の担い手・リーダーの負担の軽減に向けて、一人ひとりができる範囲で協力し、地域や福祉をみんなで担う仕組みへの転換に参加します。 ●活動に参加している人は、活動の楽しさ、やりがいなどを周囲の人に伝えます。
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域において、担い手・リーダーが抱える課題・問題点を把握・共有し、その解決策を検討します。【共通】 ●地域や福祉に関する活動について、既存の担い手・リーダーだけで担う仕組みから、地域のみならずみんなで担う仕組みへの転換に取り組み、担い手の負担軽減を図ります。（役割の細分化、役員等の当番制の導入や複数化、役員・リーダーの年齢別登用など）【地域】 ●社協や市の実施する担い手間の交流に、スキルアップに関する取り組みを活用します。【共通】再掲
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①地域や福祉の担い手の負担軽減に向けて、担い手が抱える課題・問題点を把握・共有し、解決策を検討する場・仕組みづくりを行います。 ②地域における担い手の負担軽減等に向けた活動に対して、必要なノウハウや情報、先進事例などの提供、講座・研修会等の開催支援、担い手への相談対応などを行います。 ③担い手間で活動に関する情報交換・共有を進め、互いに交流を図ることができる場・機会を提供します。 ④民生委員・児童委員や福祉委員の確保、業務の負担軽減などに向けた検討・支援を行います。 ⑤市民活動等に対するポイント制度などの構築・推進など、地域や福祉の担い手へのインセンティブ（動機づけ）の付与について検討・支援に取り組みます。 ⑥様々な機会・場を活用して、地域や福祉の担い手の活動状況や必要性・重要性等についての周知・啓発を進め、住民の担い手への理解・認識の醸成を行います。

2) 多様な人材の発掘・育成による新たな担い手づくり

支援する側と支援される側という画一的な考え方・仕組みから、地域や福祉の活動を「みんなで担う」という考え方・仕組みへの転換を図るため、本市の状況に応じた多様な人材の発掘・育成に取り組みます。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や福祉の担い手・リーダーの活動状況や課題・問題点などに関心を持ち、理解・認識を深めます。【再掲】 ●地域や福祉の担い手・リーダーの負担の軽減に向けて、一人ひとりができる範囲で協力し、地域や福祉をみんなで担う仕組みへの転換に参加します。【再掲】 ●ボランティア活動、地域や福祉に関する活動に関心を持ち、理解・認識を深めます。 ●ボランティア活動、地域や福祉に関する活動について情報収集を行い、それぞれの興味・関心に少しでもマッチする活動があれば、気軽に参加します。 ●自分にあったスタイルでボランティア活動、地域や福祉に関する活動など継続的に取り組み、地域や福祉をみんなで担う仕組みへの転換に参加します。
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域において、新たな担い手づくりに向けた現状や課題を把握・共有し、その解決策を検討します。【共通】 ●地域における活動を通じて、地域や福祉の担い手の発掘・育成に取り組みます。【共通】 ●地域の課題別に人材の確保に向けた取り組みを進めます。【共通】 ●ボランティア、地域や福祉の担い手を養成するための講座・研修会の開催や、社協や市の関連する取り組みに協力します。【共通】 ●地域において、中高生や若者などをはじめとした様々な市民がボランティア活動等に参加したくなる、気軽に参加できる機会づくりを進めます。【共通】 ●福祉関係者間や他の主体と、地域の人材に関する情報共有・情報交換を進めます。【共通】
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①様々な分野において、市民のボランティア等への意識・関心・ニーズ等を踏まえつつ、ボランティアとなる人材の発掘・育成を図るとともに、ボランティアが活躍できる環境づくりを行います。 ②地域や福祉の担い手としての重要な位置を占める元気な高齢者の積極的な社会参加に取り組みます。 ③地域や福祉の担い手の発掘・育成を図るとともに、市民が支援者となる仕組みの構築・充実を行います。 ④市民活動等に対するポイント制度などの構築・推進など、市民活動等への参加のインセンティブ（動機づけ）の付与について検討・支援に取り組みます。 ⑤地域における人材確保・育成に向けた活動に対して、必要なノウハウや情報、先進事例などの提供、講座・研修会等の開催支援、担い手への相談対応を行います。

基本目標5 総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化

1) 地域における見守り体制の強化と相談機能の充実

身近な地域において、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめ、市民主体の多様な見守り活動を促進し、支援が必要な人や潜在化する様々な課題の早期発見と、適切な専門機関等への橋渡しをめざします。また、誰もが気軽に相談ができて、必要かつ適切な支援につなげることができるよう、相談窓口などの相談機能の充実を図ります。

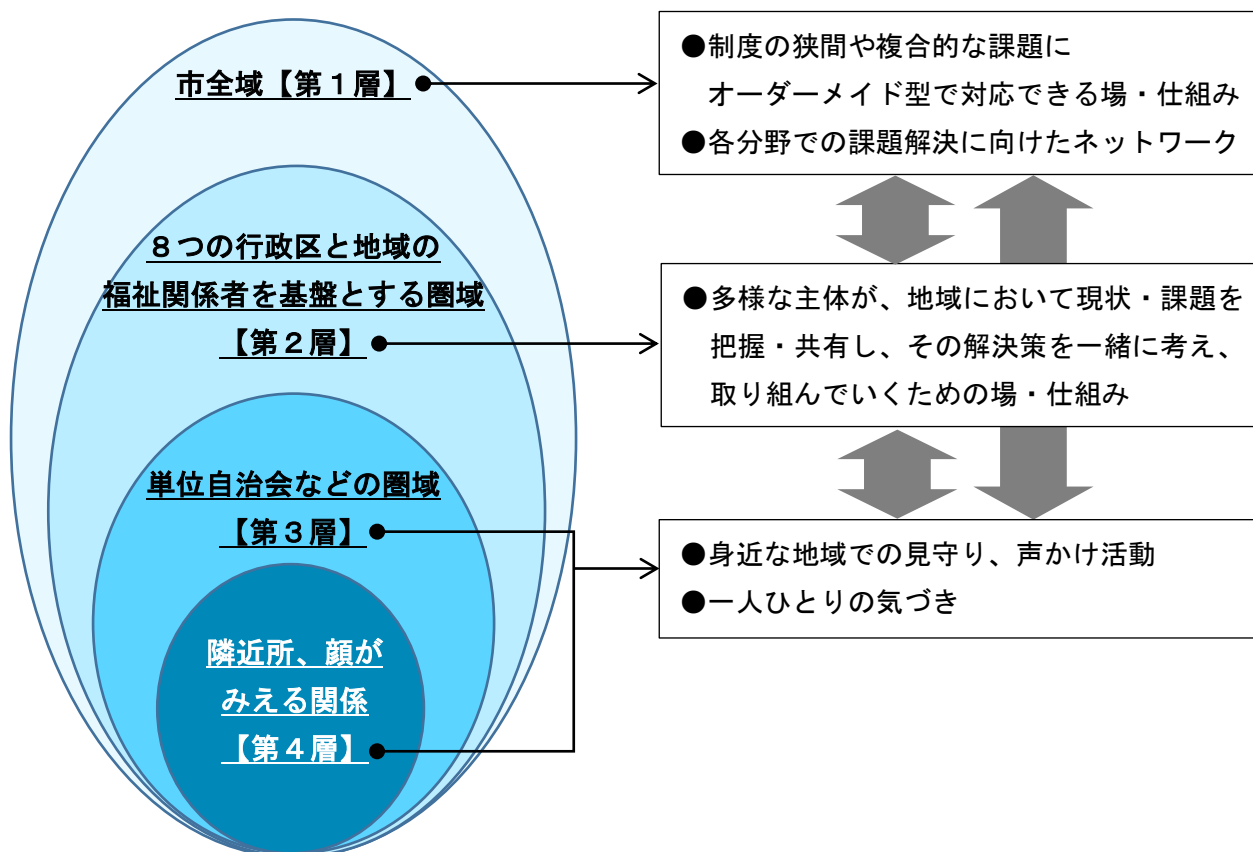
分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や福祉の担い手、専門機関・相談窓口の活動内容や役割などへの理解・認識を深めます。 ●地域で支援が必要な人に気づいた場合は、民生委員・児童委員などの担い手をはじめ、専門機関・相談窓口に連絡・通報・相談します。 ●地域の見守りや声かけ活動に、一人ひとりができる範囲で参加・協力します。 ●地域で困っている人からのSOSをキャッチして必要な支援につなげることができるよう、また、自分自身に困っていることがあれば、周囲にしっかりとSOSを伝えることができるよう、福祉に関する意識を高めます。【掲】
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の様々な場・機会などを活用したアプローチで、見守りや声かけ活動、支援が必要な人の情報・状況の把握に取り組みます。【地域】 ●身近な地域における相談窓口として、情報提供や相談対応に取り組みます。【地域】 ●専門機関等の活動内容や役割などへの理解・認識を深め、必要に応じて、専門機関等につなぐなど、相談対応において積極的な連携を図ります。【共通】 ●生活困窮者や引きこもりなど制度の狭間や複合的な課題の現状や対応策などへの理解・認識を深め、それぞれの活動に活かします。【共通】
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①民生委員・児童委員や福祉委員、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会などの地域単位の組織・団体、ボランティア等による身近な地域での見守り活動や支援が必要な人の把握に向けた活動等を促進・支援します。 ②高齢者や障がい者、子育て、健康づくり、若者支援など、様々な分野の相談窓口について、多様化・複雑化する相談内容に対応ができるよう、相談支援機能を充実させます。 ③生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所やハローワーク等と連携して把握する生活困窮者を対象に、一人ひとりの生活の中で抱える課題を把握し、状況に応じた支援計画を作成し、就労支援などの自立支援を進めます。

2) 相談支援機関の連携体制の構築・強化

制度の狭間や複合的な課題などに対応できるよう、各分野の相談窓口・相談支援機関での他分野との連携・協働等に向けたネットワーク構築・強化を図るとともに、分野横断型の連携・協働の場・仕組みづくりを進めることで、分野を超えた総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化をめざします。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	●制度の狭間や複合的な課題などに対応できる相談窓口・相談支援機関について理解・認識を深め、必要に応じて連絡・通報・相談します。
共助	地域・福祉関係者	●制度の狭間や複合的な課題など対応できる各分野の相談窓口およびネットワークとともに、新たな総合的・包括的な相談支援体制への理解・認識を深め、必要に応じて、積極的な連携を図ります。【共通】 ●市や社協による新たな総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化に向けた取り組みに協力します。【共通】
公助	市・社協	①各分野の相談支援機能の充実を図るなかで、多職種の専門職や担い手などの連携・協働、課題解決に向けたネットワークの構築・強化を図ります。 ②各分野の相談支援機能の充実だけでは対応が難しい制度の狭間や複合的な課題等について、多様な分野の相談窓口・相談支援機関が連携・協働しながらオーダーメイド型で対応できるような協議の場・仕組みづくりを進めます。

【高砂市における見守り・相談支援体制のイメージ】



3) 福祉サービス・制度の質の確保・向上と情報提供の充実

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者支援などの各分野の福祉サービス・制度の質の確保・向上を図るとともに、必要な人が福祉サービス・制度を適切に選択し、利用できるように情報提供・発信に取り組みます。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス・制度について正しい理解・認識を深めます。 ●福祉サービス・制度を利用するまでの手続き方法や、内容について関心を持ち、積極的に情報収集や問い合わせを行うとともに、必要な場合はサービス等を適切に選択して利用します。
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス・制度について正しい理解・認識を深め、それぞれの活動に活かします。【共通】 ●地域での見守りや声かけ活動を通じて、支援が必要にも関わらず福祉サービス・制度につながっていない人の把握に努め、専門機関・相談窓口につなげます。【地域】 ●地域で活動する組織・団体と協力し、身近な地域で福祉サービス・制度に関する説明会などを開催します。【共通】 ●福祉関係者が提供するサービスの情報を積極的に開示するとともに、サービスの質の確保・向上を図ります。【福祉関係者】 ●福祉サービスを提供する事業者での相談機能の充実を図ります。【福祉関係者】
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①高齢者や障がい者、子ども、生活困窮者支援など各分野のサービス・制度の質を確保・向上させます。 ②福祉サービス・制度を必要とする人やその家族が、安心してサービス・制度を利用できるよう、苦情相談や問題解決に向けた取り組みを行います。 ③福祉サービス・制度を必要とする人やその家族が、適切にサービス・制度を選択して利用できるよう、多様な場・機会・媒体を活用して、情報の受け手側の視点に立った積極的かつ効果的な情報提供・発信に取り組みます。

基本目標 6 権利擁護に関する取り組みの充実

1) 権利擁護の支援に向けた取り組みの充実

認知症や障がいなどにより判断能力が十分でない人の権利が守られ、その人らしく生活ができるよう、成年後見制度などの後見制度の利用促進や相談支援体制づくりなど権利擁護の支援に向けた取り組みの充実を図ります。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護の支援の重要性などについて理解・認識を深めます。 ●成年後見制度や福祉サービス利用援助事業など権利擁護の支援に関する制度・事業や、相談窓口について理解・認識を深め、必要に応じて積極的に利用するように努めます。 ●身近で権利擁護の支援が必要なケースに気づいた場合は、民生委員・児童委員や専門機関・相談窓口に連絡・通報・相談します。
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護の支援の重要性や具体的な制度・事業等についての理解・認識を深め、それぞれの活動に活かします。【共通】 ●地域における活動や日常業務において、権利擁護の支援が必要なケースに気づいた場合は、地域包括支援センターや障がい者自立支援協議会等に連絡・通報・相談し、必要かつ適切な支援につなげます。【共通】
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①権利擁護に関する周知・啓発を進めるとともに、成年後見制度の利用促進および利用支援、福祉サービス利用援助事業の活用・促進に取り組みます。 ②地域包括支援センター等において権利擁護に関する相談支援に取り組むとともに、障がい者基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。 ③権利擁護センターについて、関係者や専門家による検討会を開催し、事業対象、機能、体制などの検討を進めます。

2) 虐待・DVの予防と早期発見・早期対応

高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待、配偶者からの暴力（DV）を防止するため、虐待の予防や早期発見・早期対応に向けた取り組みを強化します。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待・DVに関する連絡先や相談先を知るように努めます。 ●身近で虐待・DVの被害などに気づいた場合は、民生委員・児童委員や専門機関・相談窓口に連絡・通報・相談します。 ●虐待・DVについての理解・認識を深めるとともに、予防や早期発見・早期対応に向けた具体的な対応策を身につけるよう努めます。
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待・DVについての理解・認識を深め、その対応策などを習得し、それぞれの活動に活かします。【共通】 ●地域における活動や日常業務において、虐待やDVなど気づいた場合は、市や地域包括支援センターなどの専門機関・相談窓口に連絡・通報・相談し、必要かつ適切な支援につなげます。【共通】
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①虐待やDVなどあらゆる暴力を決して許さないという意識づくりを進めるとともに、通告義務や相談窓口の周知徹底を図り、あらゆる暴力被害の潜在化を防止します。 ②高齢者虐待の防止及び早期発見・対応に向けて、地域包括支援センター等で相談を行うとともに、高齢者虐待等防止ネットワークで対応の充実と強化を行います。 ③障害者虐待の防止及び早期発見に向けた啓発と、虐待発生時の緊急対応（障がい者の一時保護と養護者への支援）を行います。 ④子育てに関する相談や児童虐待に関する相談を行うとともに、要保護児童対策地域協議会において、各関係機関の連携により児童虐待の防止ネットワークを構築し、児童虐待の早期発見、早期対応を行います。 ⑤被害者が相談しやすい体制づくりにより、被害の潜在化を防止するとともに、関係機関等と連携を図りながら、被害者の保護・自立に向けた支援に取り組みます。

基本目標7 安全に安心して暮らせる環境づくり

1) 住みやすい生活環境の整備

すべての市民が安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設や交通機関、道路等においてバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。また、市民生活に配慮した移動・交通環境や、良好な住環境の整備に取り組みます。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設や交通機関、道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりについて理解・認識を深めます。 ●まちで困っている人を見かけたら、声かけや手助けをします。 ●地域での美化活動など良好な住環境の確保に向けた活動に参加します。
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がいのある人の交通手段・移動支援の確保、買い物支援などについて検討を進め、既存の活動の拡充や、新たな活動に取り組みます。【共通】 ●地域における美化活動などを通じて、良好な住環境の確保に向けた取り組みを実施します。【地域】
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①「福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や道路環境、交通機関などのバリアフリー化を進めます。 ②移動支援・移送サービス等の検討を通じて、移動手段・交通手段を確保します。 ③多様なライフスタイルに対応できる環境整備を行い、市民の豊かな住生活、住環境の整備を進めるとともに、「高砂市空家等対策計画」に基づいた空家等の対策に取り組みます。

2) 緊急時・災害時対策の充実

防災に対する意識醸成や地域の防災力の向上とともに、緊急時・災害時に支援が必要な人への支援体制づくり、防災対策の充実などに取り組みます。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日頃から防災に関する情報に気を配ります。 ●身近に支援が必要な人がいないかを日頃から気をつけ、地域における見守りや声かけを行います。 ●家庭において、災害時の対策（連絡方法や避難場所など）について話し合い、緊急時・災害時に備えます。 ●地域で行われる防災訓練などの防災活動に積極的に参加します。 ●地域の自主防災組織に加入し、地域の緊急時・災害時対策に参加します。 ●災害時に避難行動要支援者の避難・安否確認に協力します。
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●市・民生委員等と協力して、地域における避難行動要支援者の把握に努めます。【地域】 ●自主防災組織づくりを進めます。【地域】 ●市と連携しながら、避難行動要支援者への支援が適切かつ円滑に実施できるよう、個別支援プランの作成に取り組みます。【地域】 ●地域での防災訓練、防災マップづくりなどの防災活動を実施するとともに、地域住民が参加しやすいよう、活動の充実を図ります。【地域】 ●地域において日頃からの見守りや声かけ活動を実施します。【共通】 ●保育所、幼稚園、認定こども園、障がい者施設、高齢者施設などを運営している福祉・教育関係者は、防災対策を進め、緊急時・災害時に備えます。【福祉関係者】
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①防災訓練や防災出前講座の実施などを通じて防災技能の普及や減災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織への支援を進め、地域の防災力を強化します。 ②地域防災計画に基づき、防災対策を推進することで、災害対応力の向上を図ります。 ③災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施し、災害時におけるボランティアの受入及び支援体制を円滑に行えるようにするとともに、災害時支援ボランティア対象の研修を充実します。 ④災害時等に支援が必要な人（避難行動要支援者）への支援が適切かつ円滑に実施できるよう、個別支援プランの作成などに取り組み、地域における支援体制づくりを行います。

3) 防犯対策・消費者被害防止に向けた取り組みの推進

生活の安心・安全を確保するためにも、防犯灯の設置等などのハード面の整備と防犯意識の高揚などのソフト面の両面による防犯対策を推進します。また、全ての消費者が健全な消費生活を送ることができるよう、情報提供や啓発活動、相談支援などに取り組みます。

分担		期待される役割（自助・共助）／取り組みの内容（公助）
自助	市民	<ul style="list-style-type: none"> ●身の回りの安全対策を進めるとともに、犯罪・消費者被害などに関する情報に気を配り、防犯・消費者被害防止に関する理解・認識を深めます。 ●身近に支援が必要な人がいないかを日頃から気をつけ、地域における見守りや声かけを行います。再掲 ●地域での防犯活動について、一人ひとりができる範囲で参加・協力します。
共助	地域・福祉関係者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域での見守りや声かけ活動などの防犯活動を実施するとともに、地域住民が参加しやすいよう、活動の充実を図ります。【共通】 ●地域における様々な活動の場・機会を活用して、防犯・消費者被害防止に向けた意識づくりや情報提供などに取り組みます。【地域】 ●保育所、幼稚園、認定こども園、障がい者施設、高齢者施設などを運営している福祉・教育関係者は、防犯対策を進め、犯罪防止に努めます。【福祉関係者】
公助	市・社協	<ol style="list-style-type: none"> ①防犯灯の整備や公共施設への防犯カメラの設置の推進などを通じて、安全・安心なまちづくりを進めます。 ②見守り活動などの地域における防犯活動の推進とともに、地域活動や防犯等に関する積極的な情報発信を進め、防犯に対する意識高揚を図ります。 ③消費生活に関する情報提供や啓発活動を通じて正しい消費知識の普及と消費者意識の醸成を図るとともに、消費生活相談体制の充実に取り組みます。

第5章 計画の推進

1. 計画の進捗管理と評価

本計画において、進捗管理と評価などを進めるため、市民代表、各種団体代表、学識経験者等で構成される「高砂市地域福祉計画推進委員会」を設置します。

「高砂市地域福祉計画推進委員会」では、計画に関連する取り組みなどの進捗状況の確認をはじめ、計画策定段階で地域の課題として挙がっているが、本計画に対応策等が十分に反映できていない事項などについても、解決策等について継続的に検討を進めます。

また、計画の推進方策や新たに生じた課題などについても検討し、関連する事業や取り組みの評価・検証については、PDCAサイクルに基づいて実施します。

2. 市における計画の推進

1) 庁内推進体制の整備

地域福祉に関わる課題や問題は、福祉、保健、医療、教育、市民活動、まちづくりなど、多岐に渡る市の関係部署に及びます。そのため、地域福祉に関する課題等については、庁内において共有し、その解決に向けて連携を図る必要があります。

また、「制度の狭間」や「複合的な課題」などに対応できるよう、分野を超えた総合的・包括的な相談支援体制の構築・強化に向けて、関係部署が連携・協働して協議の場・仕組みづくりを進めます。

なお、福祉分野の個別計画をはじめとする関連計画の推進や見直し時には、本計画との整合性を確保しつつ、各計画で示された施策の展開を図ります。

2) 市職員の意識や資質の向上

あらゆる分野の市職員が、地域福祉に関わる課題や問題を共有し、高い意識を持ちながら各事業・施策に取り組む必要があります。また、市民や地域、福祉関係者などの様々な主体から信頼を得ながら、地域に出向き、地域と協働できる職員が求められています。

そのためにも、市職員の地域福祉に関する意識や資質の向上を積極的に図るとともに、地域福祉の推進のための専門的な知見などを深めるための取り組みを進めていきます。

3) 広域での連携の強化

地域福祉を推進するにあたって、市単独では解決が困難な課題・問題や、広域的な対応が効果的な課題・問題などについては、近隣市町や兵庫県との情報共有や連携を強化し、その解決を図ります。

1. 第3期高砂市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定による第3期高砂市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するに当たり、市民その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、第3期高砂市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉計画に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了する日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部地域福祉室障がい・地域福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年5月9日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

2. 第3期高砂市地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	所属名	備考
石原 智秋	NPO 法人連絡会	
大野 正裕	高砂市社会福祉協議会	
大森 裕	高砂市医師会	
北野 美智子	高砂市連合婦人会	
黒崎 壽	市民委員	
小西 忠勝	高砂市ボランティア活動センター登録団体(者)連絡会	
春藤 由里子	兵庫県東播磨県民局加古川健康福祉事務所	
田中 清之	高砂市心身障害者連絡協議会	
中尾 進	高砂市民生委員児童委員協議会	委員長
藤原 慶二	関西福祉大学	副委員長
前田 栄一	高砂市連合自治会	
増田 賢藏	高砂市老人クラブ連合会	
山里 護	市民委員	
山元 直美	子育てグループ	

(敬称略 50音順)

3. 第3期高砂市地域福祉計画策定委員会開催状況

回数	開催年月	議題
第1回	平成29年8月18日	(1)計画策定の主旨、進め方(スケジュール等)について (2)高砂市の地域福祉に関する現状と課題について (3)第3期計画の策定に向けた方向性(案)について
第2回	平成29年10月6日	(1)第3期高砂市地域福祉計画素案について
第3回	平成29年11月22日	(1)パブリックコメントの結果について (2)第3期高砂市地域福祉計画最終案について

4. 第3期高砂市地域福祉計画庁内推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を推進するため、地域福祉計画庁内推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画に関する進捗管理と評価及び必要な事項の調査に関すること。
- (2) 地域福祉計画に関する関係部局の連絡調整に関すること。
- (3) 市職員の地域福祉に関する意識や資質の向上に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。
- (5) 計画の策定及び見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は障がい・地域福祉課長を、副委員長は高年介護課長を、委員は別表に掲げる職にある者及び高砂市社会福祉協議会の推薦する者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部地域福祉室障がい・地域福祉課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

氏 名	所 属 名
木田 匠	企画総務部 総務室 人事課主幹(人材育成担当)
石田 良則	企画総務部 危機管理室主幹(防災担当)
岩本 恵子	健康文化部 健康市民室 健康増進課長
平井 太士	健康文化部 くらしと文化室 市民活動推進課長
福本 典子	こども未来部 子育て支援室 子育て支援課長
藤田 将太郎	こども未来部 子育て支援室 幼児保育課長
山下 庸子	福祉部 地域福祉室 障がい・地域福祉課長
藤井 秀人	福祉部 地域福祉室 高年介護課長
福本 雅之	まちづくり部 まちづくり推進室 都市政策課長
阿部 伸也	教育部 教育推進室 生涯学習課長
石原 康愛	高砂市社会福祉協議会の推薦する者

5. 第3期高砂市地域福祉計画庁内推進委員会開催状況

回数	開催年月	議 題
第1回	平成29年8月8日	(1)計画策定の主旨、進め方(スケジュール等)について (2)高砂市の地域福祉に関する現状と課題について (3)第3期計画の策定に向けた方向性(案)について
第2回	平成29年9月28日	(1)第3期高砂市地域福祉計画素案について
第3回	平成29年11月17日	(1)パブリックコメントの結果について (2)第3期高砂市地域福祉計画最終案について

6. 用語解説

アルファベット

DV（ドメスティック・バイオレンス）

Domestic Violence の略語。直訳すると「家庭内暴力」ですが、一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

NPO（民間非営利組織）

Non Profit Organization の略称。NPOは、「民間」の「非営利団体」を指す言葉として用いられ、ボランティア団体や市民活動団体をはじめ、主に国内で社会貢献活動を行う民間非営利組織に対して使われています。

「あ」行

アダプトプログラム

アダプトとは、英語で「～を養子にする」という意味で、一定区画の植樹帯などの公共空間を養子にみだて、市民が里親となって養子を育て（維持管理し）、行政がこれを支援する、市民と行政が協働して進める「まち美化活動」のことです。

「か」行

介護保険

原則 40 歳以上の方が保険加入者となり、保険料を負担し、要支援・要介護の認定を受けたとき、費用の一部を支払って介護保険サービスが利用できる制度のことです。介護保険サービスには、訪問介護や通所介護などの居宅介護サービスと特別養護老人ホームや老人保健施設などに入所する施設介護サービス、介護状態になることを予防する介護予防サービスなどがあります。

虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがあり、児童や高齢者、障がいのある人に対する虐待が問題となっています。

共助

身の回りで起こる問題を、地域や近隣で互いに助け合って解決することです。

協働

立場の異なる団体・組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために、役割を明確にし、連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取り組みのことです。

公助

地域では解決できない問題を国や県、自治体が支援することです。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する環境づくりをすすめるため、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導や子育てサークル等への支援などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う施設です。

子ども食堂

経済的な理由により食事が十分に取れていない貧困家庭等の子どもたちに食事を提供する場のことを言います。子ども達が空腹を満たすだけでなく、家庭のぬくもりを感じたり、同じ境遇の子ども同士や地域のボランティアとの交流を図るなど、貧困家庭等の子どもたちの心の拠り所となっています。

コミュニティ

共同の社会生活が行われる一定の地域または集団。なかでも「地域コミュニティ」という場合は、特に地域との結びつきが強く、人々の自主性と自らの責任において、より住みよい地域づくりを行う住民の集団です。

「さ」行

自助

身の回りで起こる問題を、個人や家庭の努力で解決することです。

障がい者自立支援協議会

障がいのある人が地域で自立した生活ができるように、行政機関をはじめとした障害福祉サービス事業者や学校、医療等の関係機関が連携し、事例検討や情報交換、政策提言等を行う組織のことです。

障がい者相談支援事業

障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、諸般の問題について、本人やその家族などが気軽に相談できる事業で、相談支援事業者に委託して実施するもので、社会福祉士、精神保健福祉士などの資格をもつ相談員を曜日ごとに配置し無料で相談に応じています。

障がい者基幹相談支援センター

障害者総合支援法において、市町村に設置できると規定されている、地域における相談支援の中核的な拠点のことです。基本的な役割として、①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域の相談支援体制の強化の取り組み、④地域移行・地域定着の推進が挙げられます。

障がい・障がいのある人

身体障がい・身体障がいのある人とは、一般的には先天的あるいは後天的な理由で、身体機能の一部に障がいを生じている状態、またはその状態を有する人のことを言います。

知的障がい・知的障がいのある人とは、知的機能の障がいが発達期（概ね 18 歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態、またはその状態を有する人のことを言います。

精神障がい・精神障がいのある人とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する状態、またはその状態を有する人のことを言います。

小地域福祉活動

お互いに顔のわかる自治会単位ごとに、福祉委員等が中心となって実施する、きめ細やかな見守り・助け合い活動のことを言います。

生活支援コーディネーター

生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等、地域資源の開発やネットワーク化などを行う専門職です。地域支え合い推進員とも言います。

生産年齢人口

年齢別人口のうち、労働力となる 15 歳以上 65 歳未満の人口を指します。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者・知的障がいのある人・精神障がいのある人等を保護し、支援するための制度です。後見人は単に本人の財産を管理するだけではなく、自己決定を尊重し、残存能力を活用しながら、本人の生活を支えることとされています。

「た」行

第4次高砂市総合計画

地域福祉計画も含めた高砂市のすべての計画の基本となる、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間の行政運営の総合的な指針となる計画です。高砂市のめざす将来像や将来の目標、その実現に向けた取り組みなどが盛り込まれています。

高砂市社会福祉協議会

社会福祉法にもとづく社会福祉法人で、高砂市内の社会福祉に関する様々な活動を行っています。

地域ケア会議

高齢者への支援の充実、介護専門員等ケアマネジメントの実践力向上、地域課題の解決等を目的として開催する会議のことです。

地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門職により、地域における「総合的な相談窓口機能」「介護予防マネジメント」「包括的・継続的マネジメントの支援」「権利擁護事業」を行い、地域で暮らす高齢者がいつまでも健やかに、住みなれた地域で生活できることを目指して、介護、福祉、健康、医療など様々な面から総合的に支えるために設置された機関です。

出前講座

高砂市のしくみや施策、制度・サービスなどについて、地域に出向いて開催する各種講座や学習会のことです。

「な」行

認知症カフェ

認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」です。活動の内容は様々ですが、認知症の人やその家族同士が情報交換するだけでなく、医療や介護の専門職に相談ができ、地域の人との交流の場になっています。

「は」行

パブリックコメント（市民意見公募手続制度）

市が基本的な計画等を策定する際に、事前にその案の内容および関連資料を公表して、市民の皆様等からの意見を募集し、それを政策に反映させるとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続を言います。

バリアフリー

障がいのある人や高齢者などが生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）を除去することをさします。また、建築物等の物理的な障壁だけでなく、障がいのある人や高齢者などが、社会的、心理的に被っている偏見や差別意識、制度などの障壁を除去する意味にも使われます。例えば、施設面では、段差の解消やノンステップバス、階段に併設したスロープの設置、車椅子に対応したエレベータの設置、点字の併記、点字ブロックなどがあります。その他、コミュニケーションの場面においても、文字放送や手話通訳・手話放送、要約筆記などが挙げられます。

避難行動要支援者

平成 25 年の災害対策基本法の改正から使われるようになった言葉（これまでは、災害時要援護者）で、高齢者障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人のことです。

福祉委員

地域における住民の福祉活動の推進役として、社会福祉協議会が約 50 世帯に 1 人の割合で委嘱しています。福祉委員は、町内における住民の福祉問題や要望を把握したり、地域内で解決したり、市や社会福祉協議会の事業・施策をつなげていく役割を担っています。

また、民生委員・児童委員や自治会などと協力しながら、小地域でのきめ細やかな見守り、助けあい活動を展開しています。

ボランティア

個人の自由な意思によって金銭的对価を求めず、社会的貢献を行うこと、及びそれに携わる人のことです。

ボランティア活動センター

社会福祉協議会にてボランティアの相談窓口として、活動希望者に活動先の紹介をしたり、ボランティアを求める人や施設・団体にはボランティアを紹介したりしています。また、ボランティア登録（個人ボランティア、ボランティアグループ）も行っており、情報提供に努めています。さらに、年間を通して、いろいろなボランティア体験教室や研修会も開催しています。

「ま」行

民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、各市町村に置かれている民間奉仕者で、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱します。保護を要する人に対して適切な保護指導や、福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力することなどを職務としており、「児童福祉法」による児童委員を兼務しています。

「や」行

ユアアイ福祉交流センター

高齢者、障がいのある人、子ども・子育て世代の交流の場、また、ボランティア等福祉の担い手の交流の場として、平成 27 年 4 月に開設した施設です。この施設には、子育て支援センターや社会福祉協議会が入り、各種の子育て支援事業や生きがいデイ事業、地域包括支援センター、ファミリーサポートセンターなどの事業を展開します。また、貸館機能もあり、様々な交流事業や講演会、研修会を実施できます。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、出来るだけ多くの人々が利用可能なように製品、建物、空間をデザインすることです。

要介護等認定者

日常生活において、介護が必要な状態の軽減や悪化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や、常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人のことです。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもを始めとする保護を要する子ども（要保護児童）に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場です。平成 16 年児童福祉法改正において、法的に位置づけられました。

「ら」行

ライフスタイル

消費者が所与の社会的、文化的、経済的条件のもとで示す生活の態様を言います。ライフスタイルは消費者が持つ価値観や哲学にも左右され、所得にも影響されます。

第3期高砂市地域福祉計画

発行年月日：平成30年3月

編集・発行：高砂市 福祉部 地域福祉室 障がい・地域福祉課

〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

電話：079-443-9027 FAX：079-443-3144

メール：tact2511@city.takasago.lg.jp URL：<http://www.city.takasago.lg.jp>

第3期高砂市地域福祉計画

